

◇考える練習用◇

ジェンダーってなんだ



..... 2002.8.24発行

監 修／前三重大学長
武村泰男

元松阪大学教授

武村洋子

編集・執筆／ジェンダー研究グループ

「アイリス嵐山」&

三重大学客員教授

坂倉加代子



環境保護のため、再生紙を使用しています。

もくじ...

- 1 女の一生 … ささやかれる言葉で綴る ——— 2
- 2 命の値段 ——— 4
- 3 何げなく言われて忘れられない言葉 ——— 5
- 4 職場風景 ——— 6
- 5 2% || 4時間33分 VS 20分 ——— 8
- 6 育児休業 ——— 9
- 7 保育園に子どもを預けるとのこと ——— 10
- 8 セクシャルハラスメント ——— 12
- 9 子どもへの虐待 ——— 13
- 10 家の中のジェンダーバイアスを探そう ——— 14
- 11 離婚 ——— 16
- 12 ドメスティックバイオレンス ——— 17
- 13 地域の中のジェンダーバイアスを探そう ——— 18
- 14 学校の中のジェンダーバイアスを探そう ——— 20
- 15 男の言い分 ——— 22
- 16 相談室へ行ってよけいに悲しくなった話 ——— 24
- 17 川柳をつくろう ——— 25
- 18 本の中の一文を読む ——— 26
- 19 ポジティブアクション ——— 27
- 番外編・興味のある調査を読む ——— 28
- 20 男女共同参画社会の姿 ——— 29
- ◆ 私からの考える材料提供 ——— 30
- ◆ 私たちが読んだ おすすめ本 ——— 32
- ◇ 三重県男女共同参画推進条例 ——— 33
- ◇ 考える材料になる資料 ——— 37

はじめに

「この頃は県や市レベルではほとんど男女共同参画課(室)が置かれるようになったね」

「でも“女性行政”そのものの勢いが落ちてきた市もあるみたい」

「今もう一度原点に立って男女共同参画とは何かを学習することが必要よ。行政も私たち住民も」

「全国で4番目につくられた三重県男女共同参画推進条例を生かさなければね」

という会話から、それでは私たちが学習用のテキストを作ろう、ということになりました。解説書ではなく物語のように読みやすい、考えるキッカケになるようなテキストを目指して、知恵と知識を出し合いました。

わたしを束ねないで

わたしを束ねないで
あらせいとうの花のように
白い葱のように

東ねないでください わたしは稲穂

秋 大地が胸を焦がす

見渡すかぎりの金色の稲穂

〈略〉

わたしを名付けないで

娘という名 妻という名

重々しい母という名でしつらえた庭に

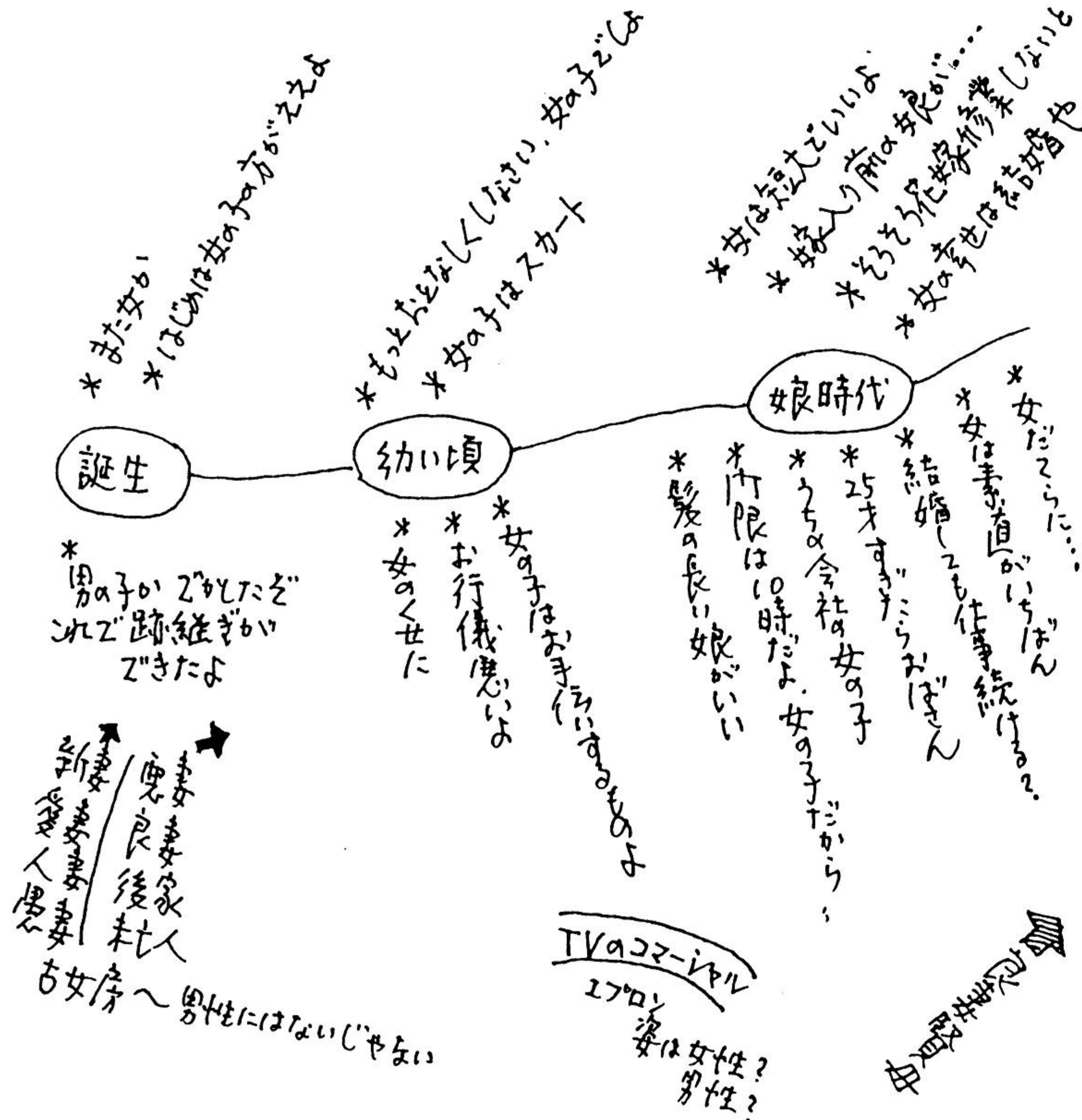
坐りきりにさせないでください わたしは風

りんごの木と
泉のありかを知っている風

新川和江

「わたしを束ねないで」 童話屋

女の一生…ささやかれる言葉で綴る



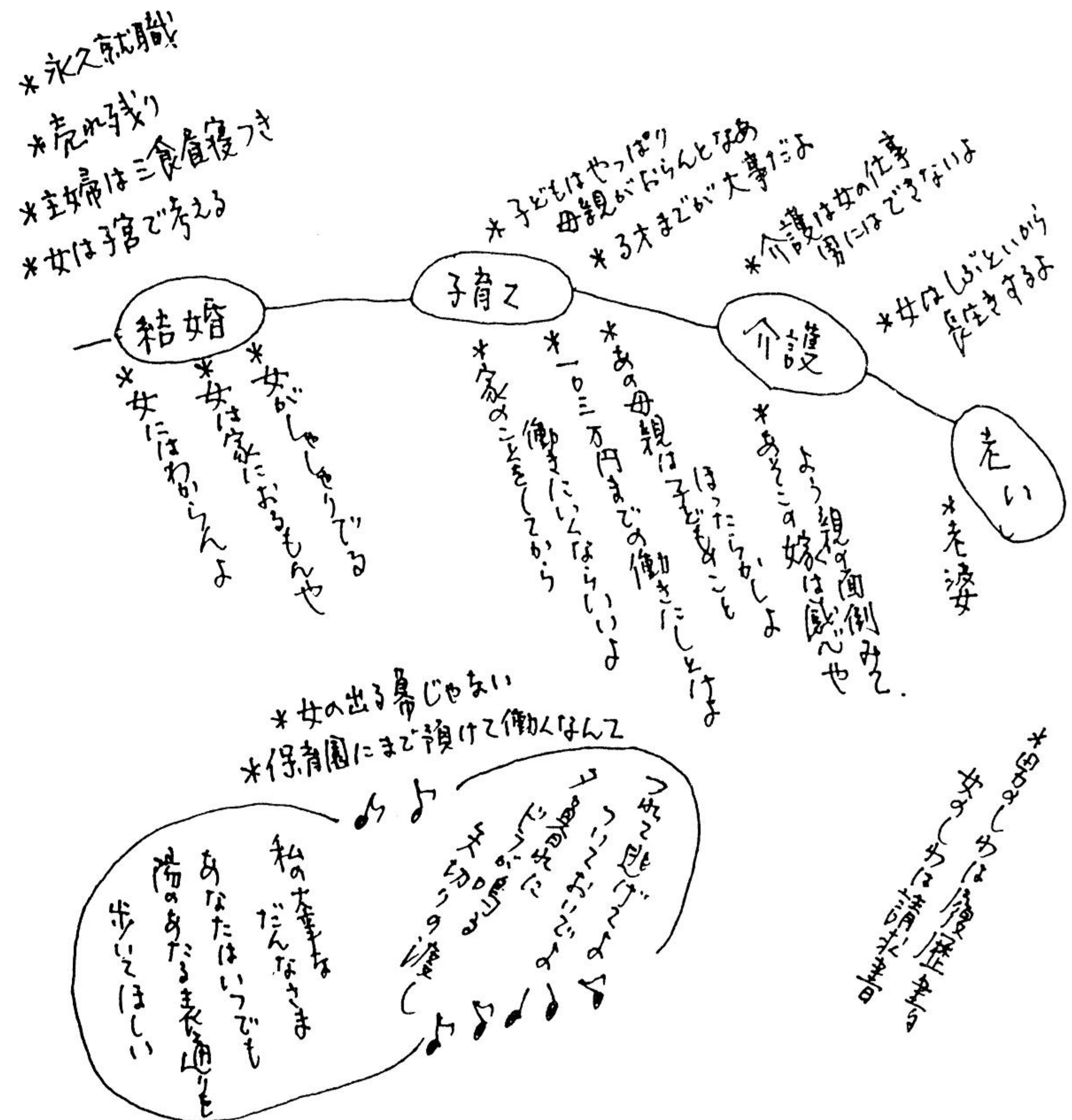
●ジェンダーとは男女の生物学的な性差とちがい、社会的・文化的につくられた性別のこと。「女とはこういうものだ。男とはこういうものだ」という通念もその中に含まれる。

– 2 –

…さて新婦B子さんは、ご覧の通り明眸、皓齒、清純にしてしとやか、非の打ち所が無いといったお嬢様ですが、お伺いしますと、

○○学校をご卒業後、賢婦人の誇れ高い母上のご指導のもと、料理・裁縫・生け花・茶の湯など、主婦としての道をしっかり修めてこられたそうでございます。今日からはさぞかし、立派に内助の役目を果たされることでしょう。そしてA君の母上にもよく仕え、気の合った花嫁として可愛がられることと信じています。

我が社のホープA君は、このような良き伴侶を得て、後顧の憂いなくますます実力を発揮、我々の期待に応えてくれることと確信しています。B子さんもまた 将来有望なご主人の任務に深い理解を示され、よき妻としてA君を立て、幸せな家庭を築かれるよう願っております・・・



– 3 –

2. 命の値段

命の値段



心を傷つけられる事態が待ち構える。同じ被害であっても、支払われる賠償金の額が男の子よりも低いのである。生きて

小学生の列に車が突っ込み、子供が亡くなった。家族の悲しみは計り知れない。ところが女の子の親には、さらに会が抱える矛盾をそのまま反映させ、子供たちの間にまで差をつけていいのだから、21世紀を生きる世代の可能性の芽を

んでしまうし、個人の尊厳を踏みにじるこ

男女格差解消に知恵を

2001.4.19 朝日新聞

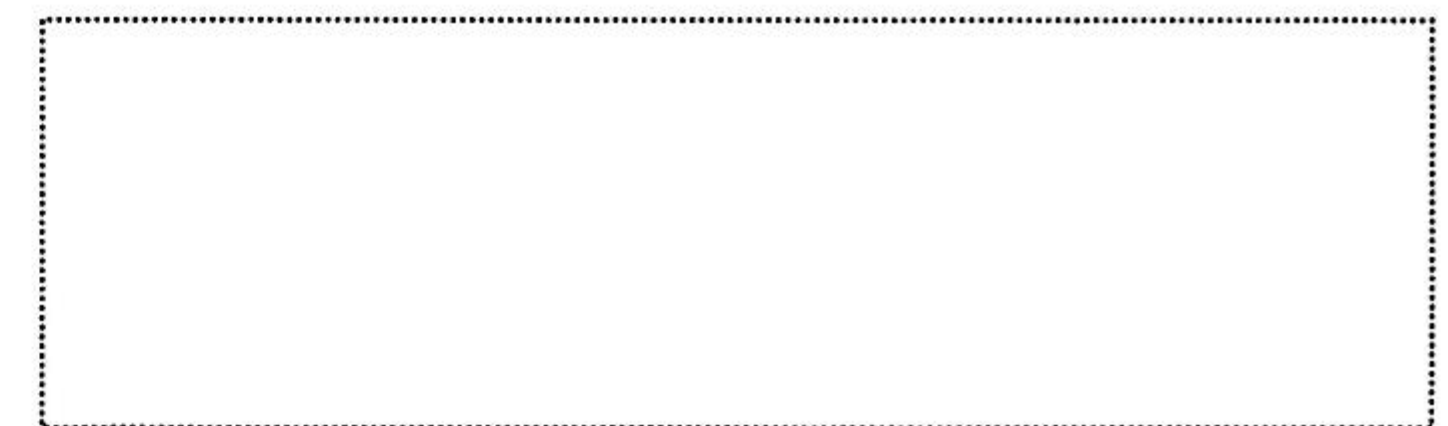
とにもなりはしないか。そんな批判にこたえ、是正に取り組んだ判決が、昨年から今年にかけて奈良地裁の支部と東京地裁で続けて言い渡された。逸失利益の計算のもとになる数値を、従来の「女性労働者の平均賃金」から、より高い「全労働者の平均賃金」に改めたのだ。両判決とも、雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法の制定などに触れ、時代の流れを考えると「全労働者」の方が合理性がある、との立場をとっている。うなずける見解だ。医療過誤訴訟や公害裁判などでの賠償金の算定にも、同様の考え方が広がることを期待したい。ただし、これで問題がすべて解決するわけではない。被害者が男の子の場合に用いられる男性労働者の平均賃金は全労働者のそれよりも高く、格差は依然として残るからだ。当面は新しい算定方法への理解を促すため、定着を待つとしても、それで事足りるものではなく、さらなる改善に向けて、労働、経済、保険などの専門家も交えて議論を深めてもらいたい。男女の賃金に開きがあるのは、家事や育児の負担が女性に偏り、早期退職や補助的な労働を強いられてきたからにはかならない。そうした現実を踏まえ、家事労働分を加算して女性の収入の底上げを図る方法が採られたこともあった。しかし87年に最高裁がこの考えを否定して以降、格差解消の試みは有効な突破口を見いだせないまま、足踏み状態が続いてきた。パート労働に見られるように、景気や労働需給の調整弁として女性を利用する傾向は、なお根深い。真の男女平等社会の到来には時間がかかりそうだ。であればなおのこと、せめて裁判の場では、憲法が掲げる理想の実現に向けて、知恵を絞り工夫をこらさす。それが司法に期待される使命ではないだろうか。一定の年齢に達するまでは男女定額賠償とすべきだ、とする提案もある。家事労働を正當に評価して統計などに反映させようという動きも世界で広まりつつある。従来の判断枠組みや算定方法をただ踏襲するのではなく、より良いものに向けて検討を重ねる。被害者の無念にこたえるためにも、その営みを怠ってはならない。

3.

何げなく言われて忘れられない言葉

- Aさん 夫から
“誰に食わしてもらっているんだ”
- Bさん 久しぶりに会った同級生から
“まだ働いているの？子どもさんかわいそうに”
- Cさん 夫から
“だらしないな 男産めよ”
- Dさん 夫から
“家の仕事は女の仕事や 女に生まれた運命と思え”
- Eさん 職場の先輩から
“ダンナより出世せん方がいいよ”
- Fさん 上司から
子どもが熱を出したと保育園から連絡を受けて「早退届」を出すと
“だから女は困るんだよな”
- Gさん 夫から
子どもが不登校になった時
“お前が出歩いてばかりいるからだ”
- Hさん 隣人から
運転免許を取ろうと自動車学校へ通っていたら
“ご主人さんもまだ免許もっていないのに”

あなたは誰から……



4. 職場風景

13市における管理職及び
審議会等への女性の登用状況

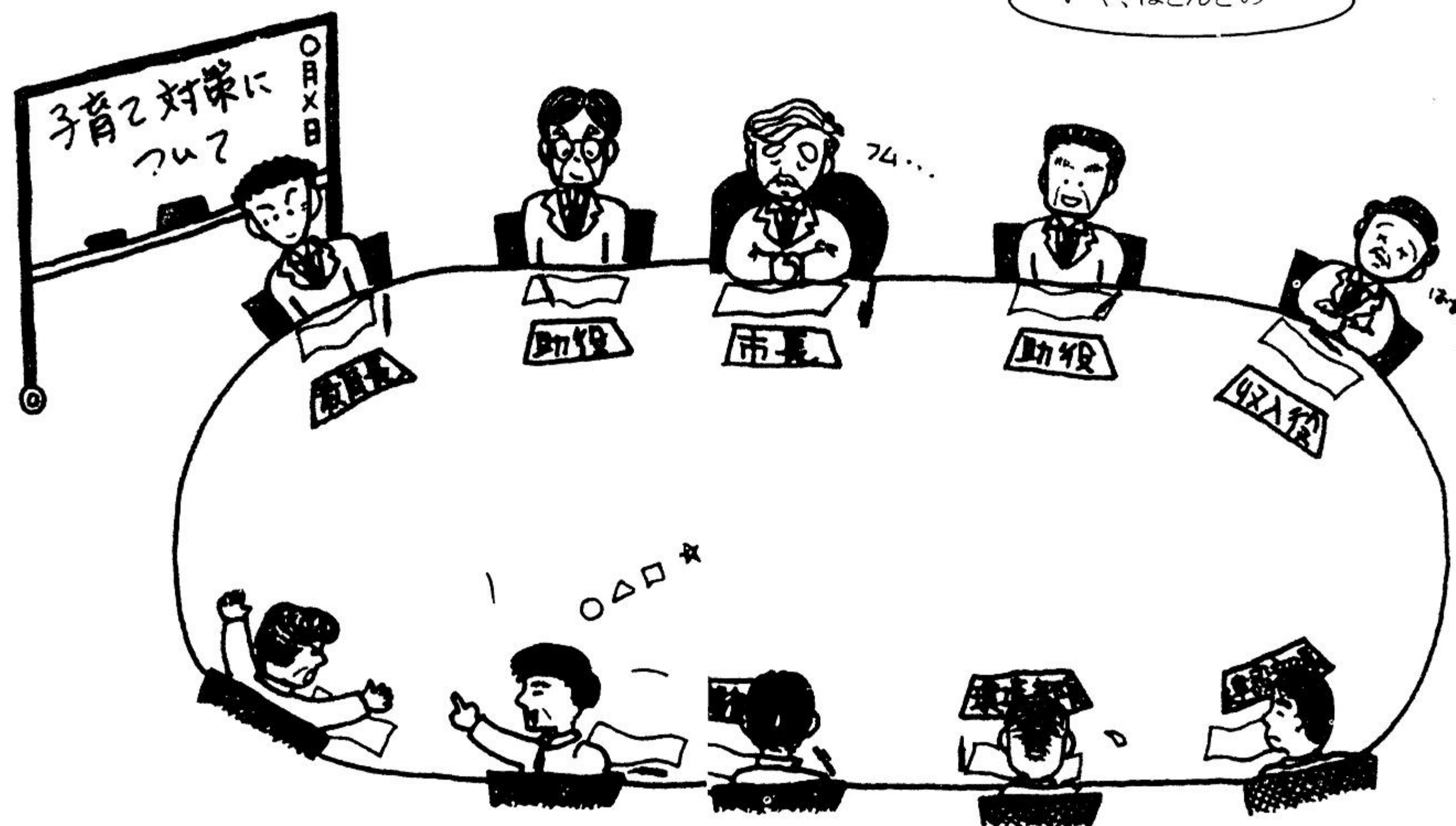
市町村 名	女性管 理職の 登用率	審議会 等女性 登用率
	H.13.4. 1	H.13.6. 1
桑名市	19.5	17.5
四日市市	29.5	22.5
鈴鹿市	27.7	17.2
亀山市	30.0	14.2
津市	9.5	22.2
久居市	29.4	14.6
松阪市	21.9	15.5
伊勢市	30.8	16.5
鳥羽市	23.0	14.3
上野市	41.4	17.2
名張市	36.1	26.3
尾鷲市	29.4	20.1
熊野市	15.9	18.1

女性管理職の登用率については、
市立病院の医師や看護師、幼稚園教
諭など専門職も含まれた数字。
一般事務職の率はこれよりぐんと低く
なる。

なぜ働くのか？

- ① 社会とのつながりを持つために
- ② 自分の可能性をためすために
- ③ パンを得るため

があげられます。そしてこれらは
みんなつながっていることですが、
あなたはどれに比重を置いて働い
ていますか。



☆ある市役所のトップ会議 —— 大事なことを決めるところに女性が
いない

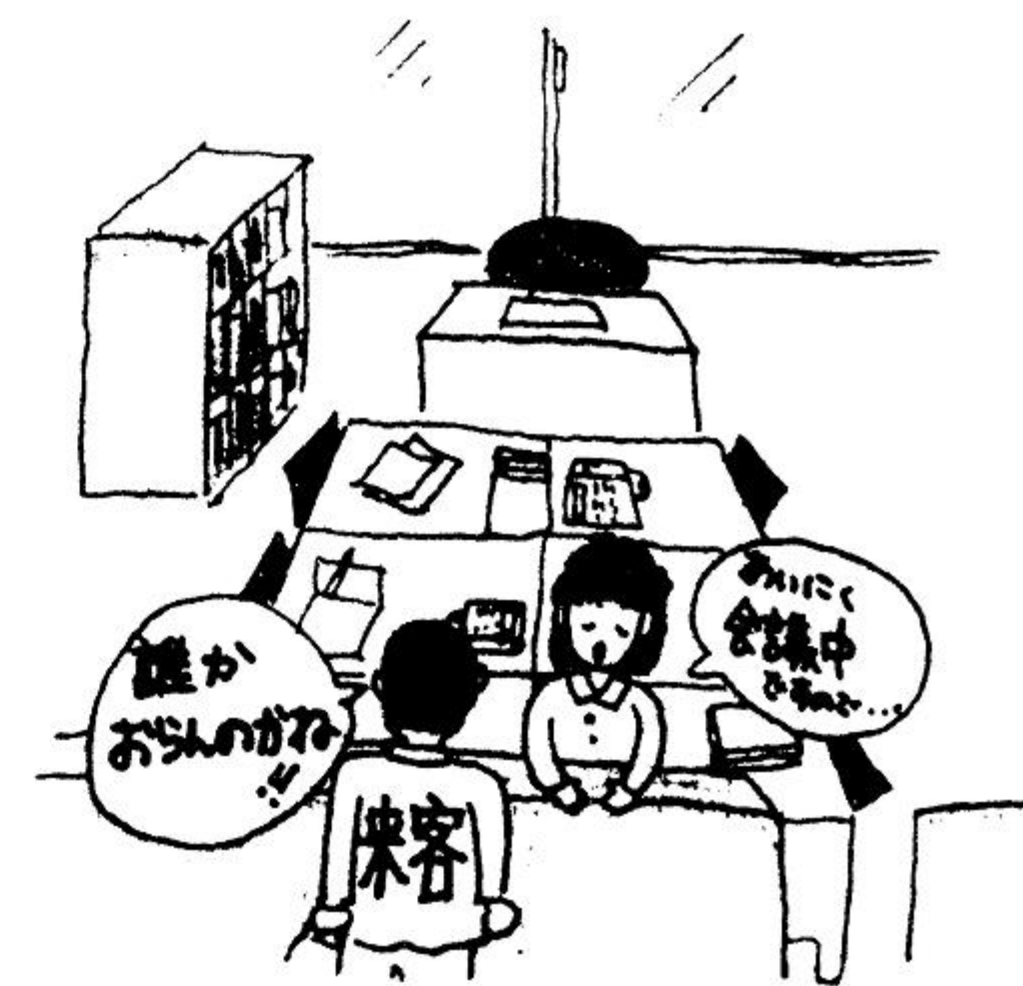
・市役所のトップ会議に
女性が半分いたら、どん
な道路をつくるでしょ
うか。
会議を開いて道路づく
り計画を立ててみては
いかがですか。



☆受付嬢



☆コピーお願い、お茶どうも



☆ただ今職場会議中

5.

2% || 4時間33分 VS 20分

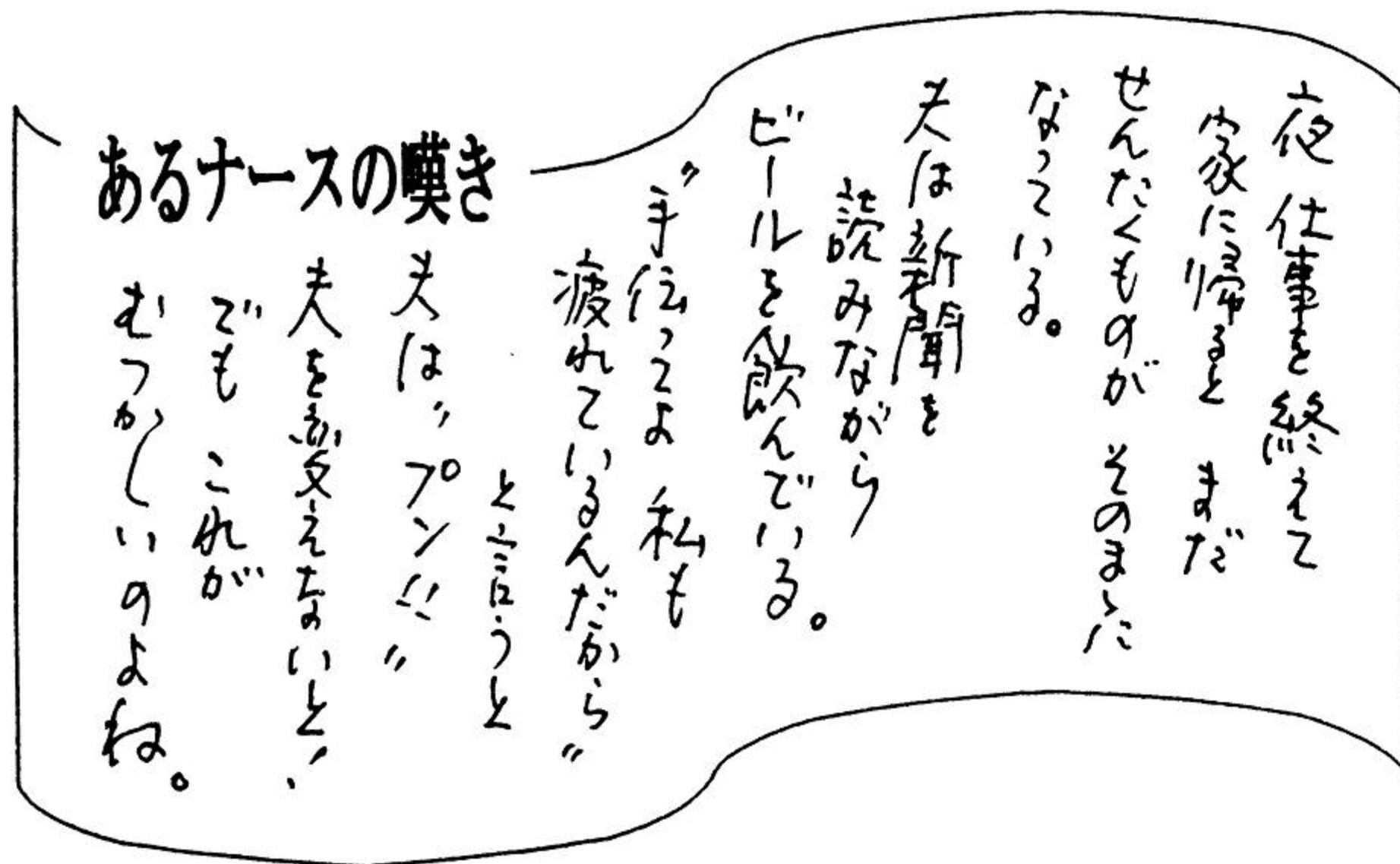
..... このふたつの数字の関係について考えましょう。

2%は、四日市市の女性課が実施した調査(H5実施)のなかで
女性の上司でもいいと答えた男性職員の割合です。

4時間33分vs20分

『女性学キーナンバー』ゆうひかく選書から拾った
共働きの妻と夫の家事労働時間です。

専業主婦世帯の夫の家事労働時間は27分ですから、妻が働いて
いようがいまいが変わりありません。
家の中の仕事は女がするもの？



●家事労働は労働と認められない。だから賃金のない労働“アンペイドワーク”
です。このアンペイドワークとペイドワークの2つの労働が男性と女性にどう
割り当てられるかが問題なのです。

6.

育児休業



三井ゆり子 著
明石書店

ノルウェーのベルゲさん(36才女性)は、子
ども家族省大臣。大臣就任中に2人目の赤ち
ゃんを産み、産休後の育児は、夫が担当。た
だ今夫が育児休暇中ということです。

そこで
『ママは大臣 パパ育児』

当時の首相は、ブルントラントさんという
3人の子どもがいる女性、首相歴12年目。
閣僚も女性が11人いるとか...

*育児休業は、日本でも男女ともにとれることになっています。

ただし育児休業をどちらが とるかの割合は	女性が	97.6%
	男性が	2.4%

育児休業をとる、とらないの 割合は	女性が	56.4%
	男性が	0.42%

(2001年)

「男も女も育児時間を！連絡会」の話では“スウェーデンは約3割
ノルウェーは9割近くの男性がとっています”ということです。

三重県庁で2人の男性が育児休業をとったと、2002年6月県議
会で報告がありました。

制度が始まって10年が過ぎても、育児休業制度を利用する男性が
少ないのはなぜでしょう。..... その壁を探しましょう。

利用した男性の話

2001年10月19日朝日新聞「くらし」より

- ・昇給 昇格 職場の目 世間体が気になるし まだ勇気がいる制度
- ・子どもって こんなに手をかけないと育たないんだ
- ・妻はこんなに大変だったんだ
- ・子どもの成長が間近で見られ楽しかった 手をかけた分かわいさも
違う

●母性は自分以外のいのちに対するいつくしみの心ですから、女性だけのも
のではなく男性も含めた人間のものだとは考えられています。

7. 保育園に子どもを預けるということ

(おしゃべり会議録)

◆子どもを保育園に預けることは悪いことか

- A 小さい子どもがかわいそうでしょう せめて3才までは母親が育てた方がいいわよ
- B でも核家族では 夫の帰りは遅いし母と子が一日中二人きりでせまい部屋にいる訳でしょう？
- C 一人で子育てしてると不安だしね
- D 外では車が危くて遊べないし
- A' 子どものために犠牲になることを忘れているのよ 最近の母親は
- B 犠牲を他人から言われると反発したくなるわね
- C 私は専業主婦だけど こんな時保育園で預かってもらえたら…と思うことたびたびあるよ
- E 集団教育というの大げさだけど 赤ちゃんも赤ちゃん同士 あ〜 う〜と話したりいろんな子どもの中に入るということも大切だと思うわ 母親以外の大人たちにも だっこしてもらったり『子どもの時間』という映画を観た時 私子どもは母親だけが育てるんじゃないと思ったし 子どもは子どもの時間を生きぬいて自ら成長するんだと思ったわ
- F 私はとにかく働きたいの だから子どもは保育園に預けます 育休をとるという選択肢もあるんだけど 私は働いていきたいの

●土野千鶴子(東京大学大学院教授)さんは四日市の女性グループ主催の講演会で“子どもが小さい時は女性が責任ある仕事が出来ないというのはおかしい。母の責任を分かち合う社会でなければ…気持ちの問題ではなく、しくみを作っていくことが大事”と話された。

◇保育園にはなかなか入れない

- イ 0才児の受け入れが少ないでしょ 産休あけからなんてすぐ働けないのよ
- ロ 私なんか市役所へ行くと“仕事が決まってなければ保育園には入れない”と言われ 職安では“保育園が決まらなないと仕事は斡旋できない”なんて言われて困ってしまうのよね うそは言えないし
- ハ TVでやっていたけど 民家とか空教室とかを利用して小さいんだけどとてもホットな家族のような保育園が出来てきたって あんなのいいわね
- ニ そういう保育園づくりを進めるシステムがあるのかしら
- ホ 北欧のように仕事場に保育園があるというのもいいわね

◇もっと充実してほしい

□私の希望

病児保育
延長保育
学童保育

子どもを保育園へ
迎えに行った
お父さんの話

ままだ病いなのよ
仕方なく上司に
申しわけと事情を言
5時に仕事が終わると
すぐ残業もせず
会社を出て保育園へ
子どもをゆえに行きました。
娘の手をつないで
家へ帰る途中
公園まで
お木を
きましく
ぐんぐん歩い
夕焼けを何分
ぶりに見ることが
できた。
とこもいっしょ
でした。

●四日市市政アンケートによると少子化の理由にあげられていたのは年代を問わずトップが＜女性が仕事と子育てとを両立させることがむずかしい＞次が＜教育費が高い＞

8. セクシャルハラスメント・・・性的ないやがらせ

1999年4月に施行された改正男女雇用機会均等法では、職場における“セクシャルハラスメント”について、苦情相談への対応や社員への周知・啓発が義務づけられました。

米国では、セクハラ禁止規定をつくっていても社員への防止教育が不十分だった場合は、会社側はその責任を逃れられないことになっています。

1996年、MMMA(米国三菱自動車)に対するセクハラ訴訟で、会社側が原告100人に対して48億円支払ったことはあまりにも有名です。

ちまたの声…この頃はセクハラもやばいぞ
ちょっとさわってもセクハラや
逆セクハラもあるんとかう？

- ◇ 三重労働局雇用均等室へのセクハラ相談は142件(H13)
- ◇ 県内の大学では、地位の優位性を利用した教授の女子学生や女性教員に対するセクハラや、大学生の集団セクハラなど、キャンパスセクハラ行為が報道されています。

なぜ起こるのか

- 1) ジェンダーのすりこみ
(男らしさ女らしさの病)
 - ・女は家庭 一人前の仕事はできない
 - ・女はやさしく慎みやかに男の言うことをきくべき
 - ・女がお茶くみや灰皿の片づけなどを気配りするの女らしく好ましい
- 2) 女性労働者を性的な関心や欲求の対象として見ている
- 3) 女にだけには負けたくない 女性に自分の領域を侵害されたくない
- 4) 女性労働者を対等にみない 軽んじる

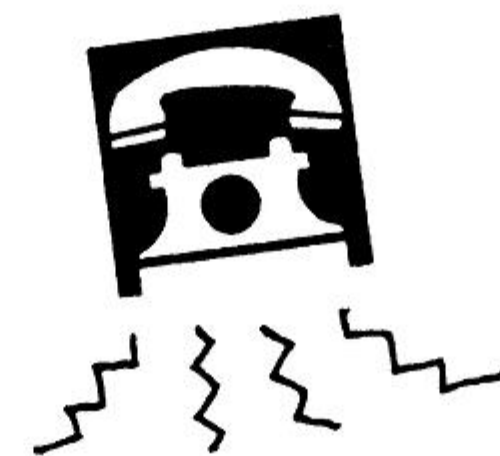
問いかけてみましょう

- ①自分の妻や家族が隣にいても同じ行いをしますか
- ②相手が上司の家族であつても同じ行いをしますか
- ③自分の子どもが誰かから同じ行いをされたとしたらどう思いますか

名古屋の弁護士北村明美さんの講演会資料から

●政府の定義「セクシャルハラスメントとは、相手方の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり又はそれを繰り返す事によって就業環境を著しく悪化させること」

9. 子どもへの虐待



“はい こちら女性センター相談室です”
“あの～わたし今子どもを掃除機でたたいてしまいました なんてことをしたんでしょう
朝からぐずぐず泣いてばかりいるものですから
何にも出来なくて イライラしてつい……
でも自分がこわくなって電話をしました”

相談員も子育ての経験がある。そんな時ってあるよ、と押さえられない気持ちを思い出す。TVではコメンテーターが“自分の子どもを母親がよく殴ったり蹴ったりできますね”と幼児虐待ニュースをコメントしている。
でもね…

- ・家事も育児もエンドレスなんですよ
- ・母親は完璧で子どもに無限に愛情を注いで当たり前なの？
- ・子どもが邪魔だと思ふのも憎らしいと思ふのも自然の感情じゃないですか
- ・母であり妻である自分が “一人の人間”に戻るひとときがほしいのです
- ・産休中私はどこにも所属していない不安感から抜けきれませんでした

…この電話をかけてきたお母さんは大丈夫、相談室という“窓”をあけたのだから。

○母親たちを追い詰めるものは何でしょう…子どもたちは親の笑顔が好きなのです。

◆ 平成13年度の児童相談所における児童虐待相談受付件数

	県合計	北勢	中央	南志	伊賀	紀州
虐待	364	183	87	29	35	30

10. 家の中のジェンダーバイアスを探そう

こんな夫を再生産していませんか……男の子の育て方研究会

・子どもが病気になった時 共働き夫婦 朝の会話

夫「オレは休めないよ」
妻「私も大切な会議があるのよ」
夫「じゃあ どうするんだ オレは絶対休めないからね」

・専業主婦が病気になった時 朝の会話

夫「オレは夕食 外で食べてくるから作らなくていいからね」
妻「わかってないんだから 私の朝・昼・晩の食事は誰が作ってくれるのよ」
…(心の中の声)

・親が病気になった時

- 夫「オレに会社やめて看よというのか」
- 夫「すぐ施設に放りこんだら 世間体が悪いだろう」
- 妻「一時間でいいから 自分の時間がほしい」
- 夫「実家には兄嫁がいるんだろう お前がそんなに家をあけなくてもいいだろう」
- 夫「やっぱり介護は女にしてもらいたいと思うよ」

●「男は仕事」「女は家庭」という明治時代につくられた男女の固定的な役割分担のきめつけをなくそうというのが、男女共同参画社会づくりのキーワードです。

♪～さだまさしの「関白宣言」

* ジェンダーチェックしましょう

お前を嫁にもらう前に 言っておきたいことがある
かなりきびしい話もするが 俺の本音を聴いておけ
俺より先に寝てはいけない 俺より後に起きてもいけない
めしは上手く作れ いつもきれいでいろ
出来る範囲で構わないから
忘れてくれるな 仕事も出来ない男に
家庭を守れるはずなど ないってことを
お前にはお前にしか 出来ないこともあるから
それ以外は口出しせず 黙って俺についてこい

* 替え歌を試みる……S子作

あなたと結婚する前に 伝えておきたいことがある
かなりきびしいこともあるけど 二人で仲良く暮すために
自分の始末は自分ですること
靴下の場所くらいわからないでは
そして女房をほめる どこか見つけて きっとあるわよ
盆暮れでいいから
忘れないでね 自分の始末も出来ぬ男に
社会で活躍出来るはずなどないってことを
私は夢を抱いて結婚するのだから
夢がこわれないように 家事も一緒に 言葉もかけて

◇最近の東京都の調査によると“妻が外に出て働いたり社会参加したりする”ことについて夫に決定権がある家庭は半数近くを占め、“妻に決定権がある家庭”37%を上まわっているんですって。

◇世帯主は、夫がいれば夫の名前になるのが常識。働いている時は自分の名前の健康保険証を持っていたけど、退職して夫婦とも国民健康保険になると、夫の保険証に私入れられてしまったの。

◇四日市市女性施策プランに“宅配便の受取人には世帯主の名前ではなく自分の名前を書こう”ってあるよ。

◇ビートルズのジョン・レノンが立派に主夫をやり育児をこなしたでしょ。妻のオノ・ヨーコが「お腹の中で育てたのは私だから、外へ出てからはあなたが育てる番よ」と言ったんですって。

● ジェンダーバイアスはジェンダーにとらわれた見方をいう。

11. 離婚

(事例研究・あなたが相談員です)

<相談内容>

35才の専業主婦、9才と5才の子どもがいます。この頃夫の様子がおかしいと思っていましたら、女の人と付き合っていることがわかりました。

追求すると、嫌なら離婚してもいいと強気です。夫の帰りはますます遅くなり、夫婦の会話ありません。

私は家事も手につかず、ボーとした毎日を送っています。子どもたちの元気な姿がただ唯一の救いですが、その子どもたちにすらイライラして当たってしまうことがあるのです。自責の念にかられて何とかしなければと、ハローワークへ仕事を探しに行きましたが、パートぐらいしかなく、これだけの給料で親子三人生活していけそうもありません。

実家に帰りたくても、兄夫婦と子どもがいて、私たちが住まわせてもらう余裕ありません。

母は“何ごとも辛抱、辛抱。そのうち帰ってくるよ。あんたももう少し身ぎれいにしておきなさい”と言うばかり。

でも、このような生活がだんだん耐えられなくなってきました。

家は主人の家ですので、思い切って離婚するにしても住む所を探さねばなりません。私は知りました。アパートは、母子家庭や一人ぐらしの女性はお断りの所が多いってことを。

娘時代一緒に働いていたAさんは、独身のまま働き続け主任さんになったとか…私は仕事をやめて以来、夫のため子どものために一生懸命がんばってきたのに。

<回答を考える>

【相談者の気持】

【ジェンダーバイアスを探す】

【相談者をつらくさせる対応】

- ・単身女性世帯・母子世帯は年々増加している
- ・母子世帯の平均収入 247万円
- 一般世帯の平均収入 658万円(1998)

単身女性世帯や母子世帯への偏見はないですか

12. ドメスティックバイオレンス (DV)

「配偶者や恋人からの暴力」

私たちが参加した第4回世界女性会議NGOフォーラム(北京)では、このドメスティックバイオレンス(DV)の問題が大きく取り上げられておりました。それ以後日本でも、DVに関する実態把握調査が始まりました。

DVには

- ①身体的暴力 (殴る 蹴る)
- ②言葉の暴力 (“役立たず!” “人間のくず!” “誰に食わせてもらっているんだ”)
- ③性的暴力 (セックスの強要)
- ④社会的暴力 (買物の制限 付き合いの禁止 手紙の無断開封)
- ⑤物の破壊 (大切なものを捨てる)
- ⑥経済的暴力 (生活費を入れない)

などがあり、これらが複合していることが多い。

三重県女性相談所

H12年度
夫婦・離婚相談 1338件
(全相談の 40.4%)
うちDVにかかわる相談 378件
(2年前の2.5倍)
うち40人が夫などの暴力から逃れるために避難し保護された。

DV防止法

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」

2002年4月全面施行

“裁判所による「保護命令」と「支援施設の設置」が柱”

この法律では身体的暴力を想定している。

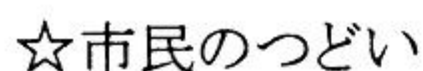
13.



☆○○地区まちづくり委員会



☆市民のつどい



日常 農業を
やっているのは女性
農業委員や
農協の役員さんは
みんな男性

太田知事 寄り切られる

大阪府の太田房江知事が十一日から始まる大相撲春場所の千秋楽で、土俵上での知事授賞を求めている問題で、日本相撲協会の時津風理事長が七日、大阪市・大相撲会館で太田知事と面談し、「伝統を守りたい。格闘の配座をお願いしたい」という機嫌で、授賞を認めないとの決定を伝えた。

相撲協会

性差別とは違う次元
内館牧子・横綱義典委員
の証 伝統文化を守るべき
立場の相模協会として、当
然の判断をしたまで。太田
さんがこれまで士族にだ
わる理由が分からず、ただ
のパフォーマンスにしたか
えなかった。これは性差別
とは違う次元の問題で、ヒ
ステリックな騒ぎは同じ女
性としても恥ずかしい。

2001年3月8日 中日新聞

「論壇」
(拔粹)

中日新聞
秋山洋子
駿河台大助教授

14.

学校の中のジェンダーバイアスを探そう

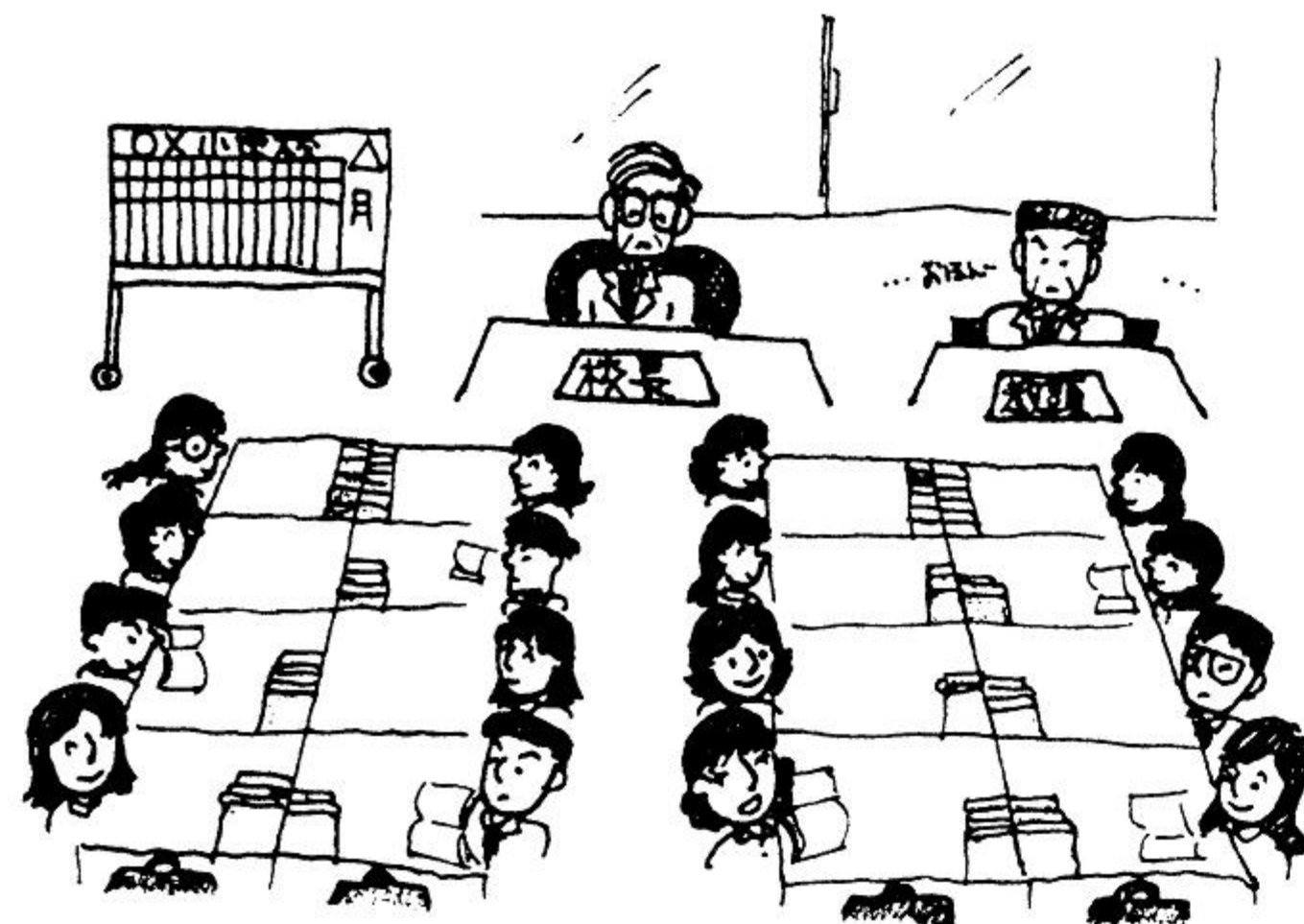


保育園

<男性と女性の量が示す
ジェンダーバイアス>



幼稚園



小学校の職員室

- ・幼稚園や保育園では指導者の99%が女性
- ・行事に出席する保護者も女性が多い
- ・小学校では70%以上が女性教師
でも管理職は？
↓
- ・中学校、高等学校、大学へ行くほど女性の教員の数越来越少っていく

三重県では

男女混合
名簿がすすめ
られています

でも

・どうでもええやんか 目くじらたてんでも
・混合にするとややこしい
という声もあって、今までどおりを続けている学校も多いのです。

名簿を男性と女性に分けていると、いつも男性が先 女性が後という感覚が定着するのではないのでしょうか。

もし女性を先に男性を後にが続けられていたら、どうして女性が先なの？と疑問がわくでしょう。“どうでもええやんか”と言うのでしょうか。

帰国子女の両親が、外国ではアルファベット順が当たり前なので日本の名簿を見て驚いたということでした。

男女混合名簿に変えてみると、支障なんてありませんよとの声もたくさんありました。

教師の
言葉など

ジェンダーの隠れたカリキュラムと呼ばれています。

*子どもたちのやわらかい頭や心に入ってくる教師の言葉は、とても大きい

- ・男なら泣くな！
- ・男が 逆あがり出来んでは はずかしいぞ
- ・女みたいにウジウジするな
- ・お前は 女みたいにおとなしい子やな
- ・お前はまるで男や

*色のすりこみ

- ・ランドセルの色 ・学用品の絵や色
- ・机などに貼るシール

男はブルー女はピンクで新入生を迎える

*本の紹介

- ・お前は女やから「小公子」より「小公女」がいい

*教科書の中の男女不平等

- ・<男は仕事><女は家庭>という役割を固定する表現がみられる

15. 男の言い分

- ◆仕事で疲れ切っているんだ 家のことなんかできないよ
- ◆家のことをする時間なんかないだろ
- ◆家事・子育てなんて遊びみたいなもんじゃやないの
- ◆女はかわいい方がいい 女性課なんかつくって うちの家庭をこわさないでよ
- ◆最近パチンコする女性も増えてきたね レストランも主婦でいっぱい 旅行しているのも女性が大多数だよ
- ◆うちでは財布のヒモをがっちり女房ににぎられてるよ 女の方が強いんじゃない
- ◆女が外で働くようになって子どもたちがいろんな問題を起こすようになったんじゃないか
- ◆女性の登用を言うが女性には人材が無いよ
- ◆平等を言うなら宿直もしてもらおう 力仕事もしてもらおうじゃないの
- ◆女性には逃げ道やバイパスがある
- ◆高学歴女性の単なるわがままじゃないの
- ◆どうして市役所に男性行政がないの

三重県の自殺者数(人)

	男	女
昭和60年	194	111
昭和61年	180	101
昭和62年	176	139
昭和63年	160	138
平成元年	178	112
平成2年	152	116
平成3年	158	86
平成4年	164	107
平成5年	166	93
平成6年	151	116
平成7年	180	115
平成8年	181	106
平成9年	177	97
平成10年	292	160
平成11年	258	120
平成12年	287	144

自死を選ぶ男たち

平成十三年の自殺者のうち、五十代だけで四分の一を占めるなど働き盛りの年代の自殺が目立つことが、厚生労働省のまとめで二十四日分かった。同省の人口動態統計(概数)などによれば、平成十三年の自殺者数は二万九千三百三十三人(前年比九百十八人減)。うち男性二万六千六十三人、女性八千二百七十人。男性自殺者数を年代別で見ると、五十代は全体の四分の一を占める七千四百九

目立つ50代男性の自殺

13年、全体の4分の1

十二人。四十代も四千三百五十九人と働き盛りが多い。中高年男性の自殺率は平成十年以後が高く、人口十万人に対する死亡率では、五十代後半は九年が四七・〇、十年が七〇・二と激増し、十三年でも六七・一などとなった。自殺の動機は、全体では健康問題が最多だが、中高年男性では生活・経済問題が多かった。

2002年6月25日 産経新聞

- 労働時間の短縮がいろんな女性問題(男性問題)を解決するポイントだという声があります。
- 男性も女性も生きやすい社会 どちらもが支える側になる社会 これが男女共同参画社会です。

16.

相談室へ行ってよけいに悲しくなった話

保健所／児童相談所／保育園／市役所／調停委員／
人権擁護委員／民生委員 いろんな機関の相談員には
フェミニストカウンセリングの視点がほしい

<実際にあった応対>

イ 保育園の申込みに行った時

——今 この保育園はいっぱい いつになったら空きが出るかわかりませんね こんな小さなお子さんを保育園へ預けなくてもお母さんがみれないんですか

ロ 離婚の相談に行った時

——まだ子どもさんも小さいことだし もう少し辛抱できませんか
——自分の幸せばかり考えずに 家族の幸せを考えたらどうですか
——ご主人だけが悪いということはないでしょう
あなたの言葉だけを信じる訳にはいきません

ハ DVの相談に行った時

——夫婦げんかは犬も食わぬと言いますからねえ
——あなたがご主人を腹立たせるようなことをしたんじゃないですか

ニ 子どもの相談に行った時

——子どもの問題は親の問題なんですよ 特に母親のね
——あなたの離婚が原因になっていませんか お母さん

- フェミニストカウンセリングは性別役割と心理的問題の関係を解きほぐし、女性の自己実現を援助する 社会の女性差別的なシステムを射程に入れたカウンセリング。
- 女性の二重拘束状態——母は強しと言われる一方、社会的には主婦の位置は低い。感情的だとヒステリーと言われるが、感情を見せないと冷たい女と思われる。女らしさや職場の花を要求されながら、仕事ができないと言われるなど。

17.

川柳をつくろう

・女にはさびしい程のはま好き
・悲しさにぐしゃぐしゃと顔洗う
・一杯のバケツがこんなに重たい日
・子を後めせやと私の私なり
・主婦という名の腕時計何度見る
・母の指の指もだの指もみつからぬ
・妻のこころは家の鎖が鳴っている
・斬るも斬るも女のくらがり
・一生に一度のいいえですあなた
・停せも止められず涙せすにおき

時実新子の川柳・・・時実新子著「有夫恋」より

習作 S子作
いつの白か
めしふうねると
言はってやる
夫婦茶碗
同じサイス（ヤ
もたれまいの
結婚の祝に
そとえる
ヘアエプロン

18. 本の中の一文を読む

相談に來られた七十歳近い女性の方が、次のように言われたことがある。考えてみると、自分は子どものころから、人に従ってばかり來た。子どものときは父親の言いつけにひたすら従い、結婚してからは夫に従い、夫が死んでからは、息子の言うことに従ってきた。長い人生で、本当にこれは自分のやりたいことをやった、というのがひとつもない、と言われる。また、こんなことも言われた。夫に名前を呼ばれたとき、「はい」と言っ

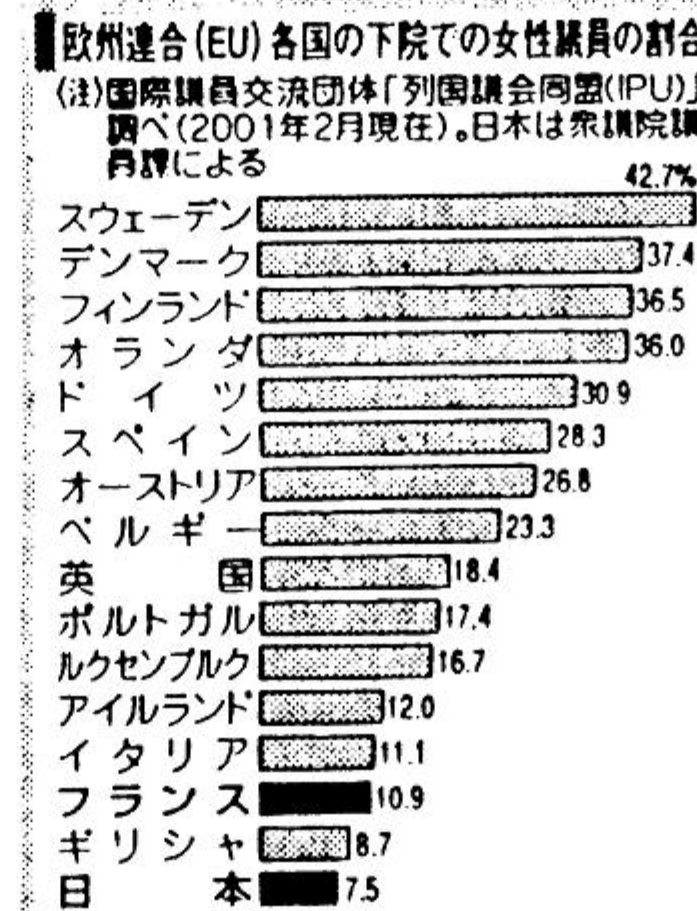
このお話を聴きながら、私にはこの方の人生が見えてくるような気がした。いつもいつも、だれかに仕え、だれかに従い、自分を無にして生きて來られたのであろう。一息ついて、この方は、「しかし、今になって、私は自分のやりたいことを一度してみたいのです」と言われる。

いったい何が、と問いかけると、「家出がしたい」と言われた。共感と驚愕と入りまじった気持ちで、私が返事に窮しているのを見ながら、ともかく一度、家族というしがらみを断って、一人で飛び出てみたいのだと言われる。話し合っているうちに、家出の実現は思いとどまられたが、私は、「家出」と言われたときの、この方の少女のように輝いた目を忘れることができない。

河合隼雄「老いのみち」読売新聞社

家出

19. ポジティブアクション



こんどの選挙はシャバダバ……。フランスで三月十一日と十八日に投票される地方選挙は、一九六〇年代のヒット映画「男と女」のテーマ曲をもじってそう呼ばれる。各政党の候補者を男女同数にするという世界に例を見ない法律ができて最初の選挙になるからだ。進歩的なイメージとは裏腹に女性の政治参加では欧州で最も遅れた国の一つ。それを一気に変えようという大胆な改革だ。「経験のない女性ばかりたくさん議員になって大丈夫なのか」。男たちのそんな視線を振り払い、女性候補たちは元気である。

(文・写真 パリ・大野 博人)

↑
←2001年3月8日 中日新聞

仏地方選

女性議員が倍増

候補者男女同数法で

【パリ27日井上純】世界の「公職選挙候補者の男女同数法」が導入されたフランスの統一地方選の結果、同法が適用された人口三千五百人以上の市町村議会では、女性議員の比率が二・七％から四七・五％に跳ね上がった。各地の新議会招集を受けて仏内務省が二十六日、発表した。法の力で女性の政界進出を促す新制度は、狙い通りの威力を示した。

比例代表制の市町村議会選では、候補者名簿の順位六人ごとに男女各三人を記載することが義務付けられた。

対象の「人口三千五百人以上」は全国三万六千市町村の一割弱だが、各地の拠点となる町で女性議員が倍増したことになる。

議会では互選する市町村長は同数法の対象とはならないが、二十七日付ルモンド紙の集計では、女性市長の数も、人口一万人以上の市では、改選前の三十三人から四十四人に増えた。

→
〇〇一年三月二十八日 中日新聞



男の議論には生活感ない

緑の党から立候補した
オーレリア・フィリベティさん(28)

中学校の語学教師を休職して選挙運動中。毎日、徒歩か自転車通勤のカルチエランを回り、ピラを配ったり、買い物客や商店主と議論したり。

自分から出ようと決めた。入党して二年。まだ若く、党公認の候補になる

で読めずまい。ただ、場数を踏むうちに慣れてきた。今では公開討論会もテレビ討論も大丈夫。

男性が大半の今の政界は人びとの日常を理解できていないと思う。願念的な討論ばかりに明け暮れて、生活の現場をバカにしていたようなところがある。たとえばメトロ(地下鉄)の運賃やパンの値段さえ知らない。政治に取り組みたい。

- ポジティブアクションとは、社会的弱者などに対する行政上、あるいは法律上の特別措置や施策のこと。
- 「女子差別撤廃条約」の4条で男女の事実上の平等を促進することを目的とした暫定的な特別措置は差別と解さないと明記されている。

番外編 興味ある調査を読む

1 三重県でのある調査より

男のくせに、女のくせにを理由にどんな時 子どもを叱るか

男の子を叱るのは	女の子を叱るのは
*泣いた時 *女の子に泣かされた時 *はっきりしない時 *留守番をこわがった時 *洋服を気にした時	*行儀が悪い時 *言葉使いが悪い時 *洋服を気にした時 *強情で叱っても泣かない時

2 今「バカヤロー！」と呼びたい相手

男性の答ベスト3	女性の答ベスト3
①職場の上司 ②政治家 ③プロ野球の監督	①となり近所の人 ②夫 ③子ども

3 女性の結婚の条件

以前は 高収入 / 高学歴 / 背の高い人

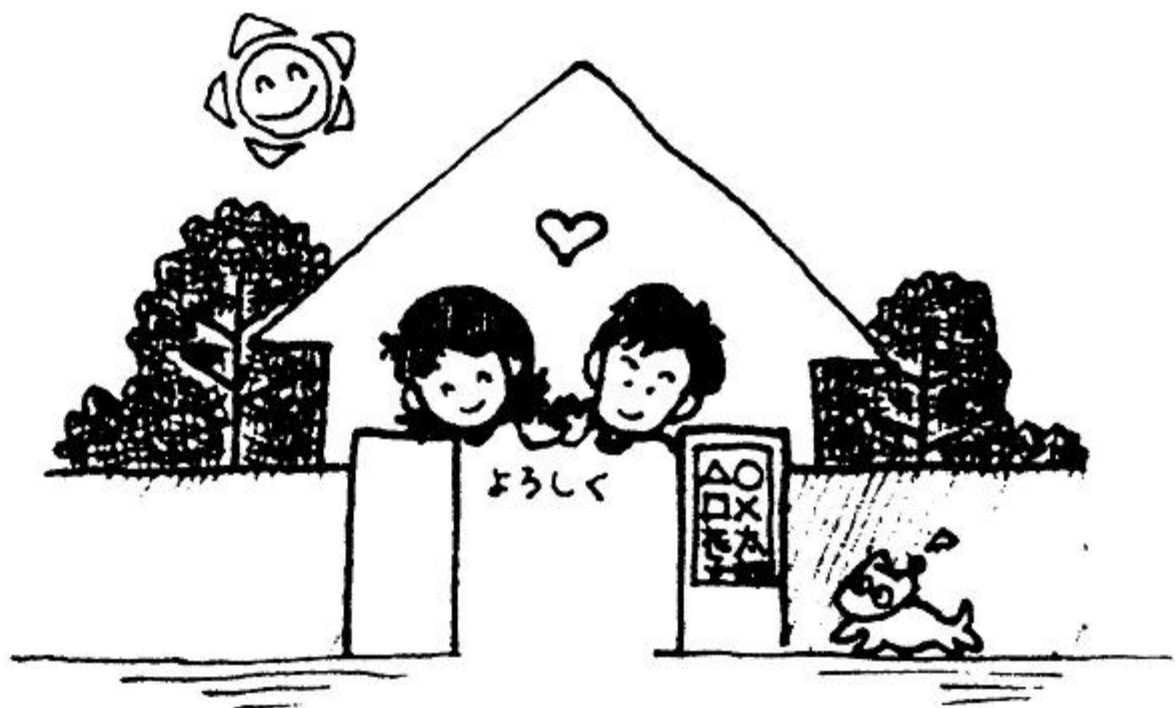
今は①人柄(92. 2%)

②自分の仕事に対する理解と協力(46. 5%)

③家事・育児に対する役割を担ってくれる(43. 6%)

相手の学歴は10位になっている

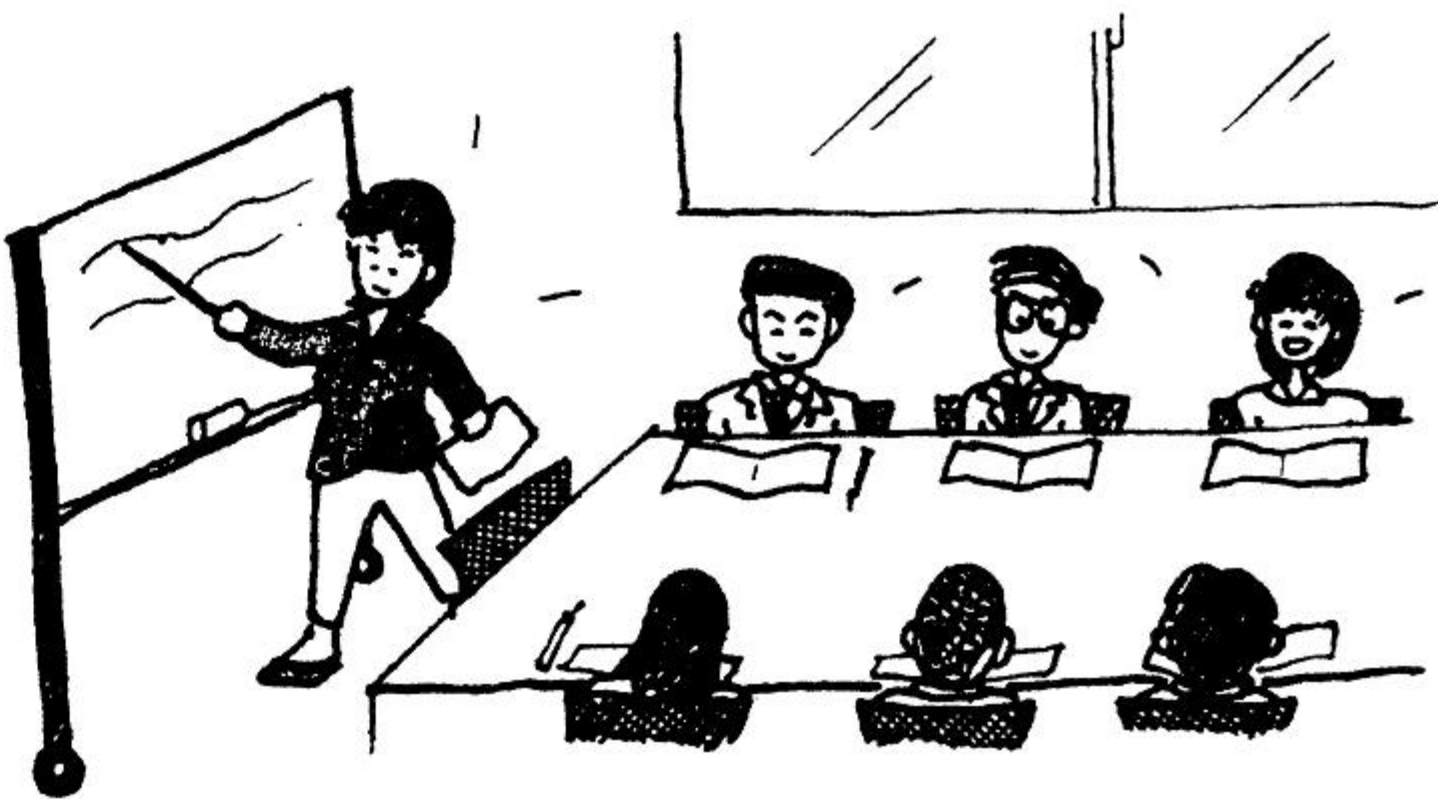
20. 男女共同参画社会の姿



☆夫婦別姓も選べます



☆男性の家庭参加



☆経営会議は男女共同参画

21世紀を迎え 私たちが目指す社会は
性の違いによりきめつけられた役割分担ではなく
男女が対等な立場で社会のあらゆる分野に偏りなく共に参画し
喜びも痛みも犠牲もそして責任も分かち合う社会
男女共同参画社会です

言葉の解釈について

高齢になってくると、ある言葉が今まで理解していたものとはまるで違う意味に使われてとまどうことが多くなります。最近には特にひどくなりました。顕著な例の一つに「鳥肌が立つ」というのがあります。「カーンが必殺のシュートをブロックしたときには鳥肌が立ったよ」などという。もちろん感動したという意味なのですが、本来は恐怖や極度の不安の表現でありました。

コミュニケーションは相手の言葉の意味を正確に理解しているときに成り立ちます。

ジェンダーフリーという言葉があります。ここ20年で、ジェンダーという語が一般に使われだし、ついではジェンダーフリーという語もはやり出しましたが、このジェンダーフリーという言葉が人によって非常にまちまちに使われていてまことに困っています。

ある人は、ジェンダーフリーというのは、単に、女性であるが故に人権が侵害されることを否定し、様々な場面での男女の平等を主張するものであって、女性特有の言葉遣いであるとか、服装とか、（ときには）いわゆる「女らしさ」といったものも否定するつもりは全然ないのに対し、一方では、これは20世紀後半に盛んになった女性運動のいわば頂点にある言葉で、肉体的な性差そのものをまでも出来るだけ否定してその間のあらゆる差別・区別を認めないものと受け取っているようです。

実は「人権」という語もそうなのですが、翻訳語や近代の造語にその例が多いようで、勝手にそれぞれの意味で用いて、表面だけ意見の一致を見る、という恐ろしいことが起こっています。落語の「こんにやく問答」では、留守を頼まれてある禅寺のにわか住職を気取っているこんにやく屋が、成り行きで旅の雲水と無言の問答をしますが、互いに相手の身振りを誤解してしかも全体の問答が成り立つ、というまことにおもしろい話が語られます。このところ現代版「こんにやく問答」が目立つようです。

三重県男女共同参画推進条例の理念

私は三重県男女共同参画推進条例（2001.1.1施行）との関連で述べることにしましょう。この条例を作ろうとしたとき、先行していたのは東京都と埼玉県だけでした。

両者とも人権条例を持っていませんが、三重県はすでに持っています。人権条例があるから男女共同参画条例は必要ないとか、男女共同参画の問題は人権問題のなかに含まれるとかいう見解が行く手に立ちはだかるなかでのスタートでした。そして今でもまだまだ正しい理解をされる人は多くはないのが現状です。

あるべき社会の成立のためには、男女を問わず全ての人の人権尊重は絶対の「必要条件」です。しかしそれだけでは21世紀の世界情勢に応じた望ましい社会の姿までは見えてきません。男女共同参画は激動の未来を生き抜くためにもそうでなければならぬという社会構築の原理を主張しています。この社会構造の視点という積極的スタンスは最終的にはかなり理解され、結果的には三重県らしい独自の特徴を持った条例になりました。条例のなかで人権という言葉は前文には出てきます——なにしろベースですから——が、本文中には一つも出てきません。しかし常に基本的条件として意識されているのです。視点はあくまでも男女共同参画という社会構造の視点です。

もう一つの特徴として、基本的に男女の平等を大前提とするので、どちらかの性を特に強調する姿勢はとらない建前です。この条例は侵害された権利の回復や擁護という側面も持っていますが、扱うのは集合体としての、あるいは一般化した形の男性ないし女性の問題であり、良き社会とは男女が対等に扱われる社会だという普遍的主張です。ですから条例では「女性」という語を使っていません。例えばポジティブアクションでさえ「…男女のいずれか一方に対し、……機会を積極的に提供する措置…」としています。条例では切り口はあくまでも「男女」です。

そして、条例に基づいて作られる具体的な基本計画では、いま現実には人権を侵害されることの多い「女性」の問題が表面に現れてくることになります。

● 三重県男女共同参画推進条例 ●

平成12年10月13日公布
三重県条例第73号

● 私たちが読んだおすすめ本

1. 女性学キーナンバー / 犬伏由子・棕野美智子・村木厚子 / ゆうひかく選書
2. ジェンダフリーは止まらない / 辛淑玉・上野千鶴子 /
ウイメンズブックストア松香堂書店
3. 魔女の論理 / 駒尺喜美 / エポナ出版
4. 女の本音 男の本音 往復レター集 / 五木寛之 ⇄ 駒尺喜美 / 集英社文庫
5. わがままの哲学 / 若尾典子 / 学陽書房
6. 結婚しません / 遙洋子 / 講談社
7. 花婿学校 / 樋口恵子・斎藤茂男・板本洋子 / 三省堂
8. 女たちのスウェーデン / 岡澤憲芙 / NHKブックス
9. フェミニストカウンセリング / 河野喜代美 / 新水社
10. 超少子化危機に立つ日本社会 / 鈴木えりこ / 集英社新書
11. 黄落 / 佐江衆一 / 新潮社
12. 女性施設ジャーナル①～⑦ / (財)横浜市女性協会 / 学陽書房
13. 自立神話を超えて / 天野正子 / 有信堂
14. 教科書の中の男女差別 / 伊東良徳・大脇雅子・紙子達子・吉岡睦子 / 明石書店
15. 女性学への招待 / 井上輝子 / 有斐閣選書
16. 「女縁」が世の中を変える / 上野千鶴子 / 日本経済新聞社
17. ジェンダーで読む福祉社会 / 杉本貴代栄 / 有斐閣選書
18. 「家族」はこわい / 斎藤学 / 日本経済新聞社
19. セクシャルハラスメント / 福島瑞穂他 / ゆうひかく選書
20. 男性改造講座 / 足立区女性総合センター編 / ドメス出版
21. 男と女 変わる力学 / 鹿島敬 / 岩波新書
22. 読んでくれてありがとう / プチタンファン編集部 / 婦人生活社
23. 平成10年厚生白書—少子社会を考える・子どもを産み育てることに「夢」をもてる社会
24. 男の座標軸—企業から家庭・社会へ / 鹿島敬 / 岩波新書
25. 天理市議 加藤信子のたたかい / 加藤信子 / 朝日カルチャーセンター

目次

前文

第1章 総則(第1条 第7条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第8条 第12条)

第3章 三重県男女共同参画審議会(第13条 第18条)

附則

21世紀を迎え、私たちが目指す社会は、すべての人々の人権が保障され、一人ひとりが、性別にかかわらず、自立した個人として、その能力と個性を十分に発揮することができる社会であり、それぞれに多様な生き方が認められる社会である。そして、その社会は、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会である。

また、少子高齢化、国際化及び高度情報化の進展をはじめとする急激な社会経済情勢の変化に対応するために社会構造の変革が求められているが、新しい社会構造の前提となり、基礎となるものが、男女共同参画社会である。

三重県では、「人権が尊重される三重をつくる条例」を制定し、不当な差別をなくし、人権が尊重される社会の実現を図ることを明らかにするとともに、男女共同参画を推進するための計画を策定し、様々な取組を行ってきたところであるが、現状においては、男女の性別による差別及び固定的な役割分担意識並びにこれらに基づく制度及び慣行が根深く存在し、男女平等の実現や男女共同参画の推進を妨げる要因となっている。

このような認識から、三重県は、「男女共同参画社会基本法」の理念を踏まえ、男女共同参画社会を実現することが重要かつ緊急の課題であると位置づけ、その社会の実現のために、県民、事業者及び市町村と協働して、総合的かつ計画的に取り組むことを決意して、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本目標を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町村が協働して取り組み、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思

によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。

2. この条例において「積極的改善措置」とは、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本目標）

第3条 男女共同参画社会を実現するため、次の基本目標を設定する。

- 一 男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会を確保すること。
- 二 男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善すること。
- 三 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。
- 四 男女が家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる環境を整備すること。

（県の責務）

第4条 県は、男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策について、県民、事業者及び市町村と協働して実施するよう努めなければならない。

（県民の責務）

第5条 県民は、男女の性別による差別的取扱いを排除するとともに、固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善するよう努めなければならない。

- 2 県民は、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の実現に寄与するよう努めなければならない。
- 3 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、男女が、職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、事業活動において、男女共同参画社会の実現に寄与するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（県と市町村との協働）

第7条 県は、市町村に対し、県と協働して、その区域の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する施策に協力することを求めるものとする。

- 2 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施について、必要な協力を行うものとする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（基本計画の策定）

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定める。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 前項第1号の施策の大綱には、次に掲げる事項について定める。
 - 一 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な事項
 - 二 男女共同参画を推進するための教育、啓発及び広報に関する事項
 - 三 男女共同参画に関する相談及び苦情に対応するために必要な事項
 - 四 性別に基づく暴力及び性的いやがらせ等の防止並びに被害者の救済及び支援のために必要な事項
 - 五 家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立して行うことができるようにするために必要な事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関して必要な事項

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第13条第1項の三重県男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、広く県民等から意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

5 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

6 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（積極的改善措置への協力）

第9条 県は、市町村が積極的改善措置を講ずるために必要な情報提供、相談、助言その他の協力を行うものとする。

- 2 県は、県民及び事業者が、その属する地域、職場その他の分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する措置を講ずるために必要な情報提供、相談、助言その他の協力を行うものとする。

（財政上の措置）

第10条 県は、基本計画に基づく施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（調査及び研究）

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

（年次報告）

第12条 知事は、毎年1回、基本計画に基づく施策の実施状況について報告書を作成し、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第3章 三重県男女共同参画審議会

(三重県男女共同参画審議会)

第13条 知事は、三重県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- 一 基本計画に関して、第8条第4項に規定する事項を処理すること。
- 二 知事の諮問に応じ、男女共同参画に関する基本的かつ重要な事項を調査審議すること。
- 三 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する評価を行うこと。

3 審議会は、前項に規定する事務を行うほか、男女共同参画の推進に関する重要な事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第14条 審議会は、知事が任命する委員20人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員の任期)

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第16条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第17条 審議会に、その事務を行うため、部会を置くことができる。

2 専門の事項を調査するために必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。

(委任)

第18条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則(平成13年3月27日三重県条例第47号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

●考える材料になる資料

1. 東大医学部保健社会学教室の発表

男は仕事一本でバツとやる人よりも、育児・家事を分担している人の方が健康だ。心のバランスがとれるから。

現代のストレスは、労働生活と余暇生活・家庭生活の不均衡からきている。

2. 職場におけるセクシャルハラスメントの概念

<対価型>

性的な言動に対する対応により、女性が労働条件上不利益を受ける。

…例えば

➤ 性的な関係を迫られ いやなら解雇と言われた

➤ 上司から交際を申し込まれ断ったら それ以来仕事を与えられなくなった

➤ 職場で性的なことを話題にするのはやめてほしいと抗議したことを理由に 人事考課で低い評価をつけられた

<環境型>

性的な言動により、女性労働者の就業環境が害される。

…例えば

➤ たびたび身体にさわられたり 身体をじろじろ見られるので苦痛だ

➤ 性的な冗談を言われたり プライベートな質問をされて困る

➤ 執拗に食事やデートに誘われ 断りづらくて悩んでいる

➤ ヌード写真の出るスクリーンセイバーを使っている人がいて 不愉快だ

➤ 「性的にふしだら」などと噂を流されて困っている

「三重労働局雇用均等室」資料

3. GEM(ジェンダーエンパワーメント指数)

順位	国名	GEM値
1	ノルウェー	0.836
2	アイスランド	0.815
3	スウェーデン	0.809
4	フィンランド	0.783
5	カナダ	0.763
6	ニュージーランド	0.756
7	オランダ	0.755
8	ドイツ	0.749
9	オーストラリア	0.738
10	米国	0.738
11	オーストリア	0.723
12	デンマーク	0.705
13	スイス	0.696
14	ベルギー	0.692
15	スペイン	0.688
16	英国	0.671
17	バルバドス	0.648
18	アイルランド	0.644
19	バハマ	0.639
20	ポルトガル	0.629
21	トリニダード・トバゴ	0.599
22	スロベニア	0.574
23	コスタリカ	0.571
24	イスラエル	0.569
25	エストニア	0.552
26	チェコ	0.546
27	スロバキア	0.546
28	ラトビア	0.540
29	イタリア	0.536
30	クロアチア	0.527
31	日本	0.520
32	ポーランド	0.518
33	ペルー	0.516
34	ドミニカ	0.510
35	シンガポール	0.509
36	コロンビア	0.507
37	メキシコ	0.507
38	マレーシア	0.503
39	ギリシャ	0.502
40	ベリーズ	0.496

女性が積極的に経済界や政治生活に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの

64ヶ国中の順位・2001 「男女共同参画白書」

私の視点

男女共同参画会議・仕事と子育ての
両立支援策に関する専門調査会会長

樋口 恵子



日本の少子化は女性が外で働くようになったからではない、仕事と子育てが両立できないからだ——という認識は、今や多くの調査統計・国際比較から明らかになっている。両立支援策も、ここ数年それなりに推進されてきた。にもかかわらず地域によっては保育所への待機児童がふくれ、無認可施設での事故はあとを絶たず、長時間労働に疲れた父と保育と職場を綱渡り

する母たちの息切ればかりが伝わってくる。支援策はなぜ定着しなかったのか。1月、内閣府男女共同参画会議に「仕事と子育て両立支援に関する専門調査会」が設置され、このほど中間報告を提出した。調査会の検討で浮かんだのは、次のような理由だった。

◆少子化対策 両立ライフへ構造転換を

これまでの対策は、総花的で、地域のニーズに合わない。企業側に両立支援の姿勢が広がらず、法制度はあっても利用が進んでいない。女性の間で急増中のパート、派遣など非正規雇用者には施策が及ばない。認可保育施設の柔軟な運用が不十分だ。情報不足

たという点だ。そこで私たちは中間報告で、5本の柱からなる提案を行った。第1は、男性が基準の「仕事単立」雇用から柔軟な「育児と仕事両立」システムへの転換だ。職場が変われば両立はできる。男性の育児休業を促し父親に5日間の出産休暇を認める。

き教室・駅など地域の拠点施設も活用し、助成する。3つ目は、多様な良質なサービスの提供だ。病院や診療所で病児保育を推進する。延長保育を進める。入園の時期を弾力化し、事業所には保育内容の情報公開を義務づける。

4つ目が、必要な全地域をつくり、保育施設などを組み込んだ職住接近の街づくりコンペを実施する。実施には一定の予算が必要だ。財政改革が焦点となる中、こうした声はかき消されがちだ。しかし「両立ライフ社会」は、夫の失業を心配しつつも外で働けない子育て中の女性や、妻子

を養うために無理を重ねる男性が目立つ閉そく状況のいま、雇用や安全ネットをつくる切り札だ。子どもが豊かな人間関係に支えられて育つための投資でもある。あるべき社会の構想なしの財政改革は人々を意気沈ませる。人間と社会の持続可能な発展に不可欠な基盤整備に、新総理のリーダーシップを期待したい。

投稿規定 13000字程度。住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記し、〒104-8011朝日新聞社企画報道室「私の視点」係へ。電子メールはsystem.ed.asahi.com 二重投稿、採否の問い合わせはご遠慮下さい。本社電子メディアにも収録します。原稿は返却しません。

opinion news project

廃止は負担増に直結せず



大沢 真理 東京大学社会科学研究所教授(社会政策)

◆配偶者控除

6月、政府税制調査会と経済財政諮問会議が相次いで配偶者に関する控除等の見直しを提案した。これに対し、サラリーマンと専業主婦の世帯に税・社会保険料負担の増大という「痛み」を強いるとの懸念が出ており、6月29日付本欄でも飯島徹氏が「一律廃止」に反対を表明された。しかし、これは事実だろうか。私が会長を務める男女共同参画会議(議長・内閣府房長官)の影響調査専門調査会は4月、「ライフスタイルの選択と税制・社会保険制度・雇用システム」に関する中間報告をまとめた。①配偶者控除・同特別控除は負担の影響を調整しつつ廃止・縮小②基礎年金の第3号被保険者(サラリーマンの配偶者で所得が130万円未満の者は自分の

保険料を負担しない)の見直し③企業の家族手当等の基本給への振り替え、などが盛り込まれた。「女性がより収入を得て税や社会保険料の担い手となり、男性は会社中心からより家庭や地域に向かう」といったライフスタイルの選択を妨げている制度を、見直そうとの提案だ。

では、前記の懸念をどう考えるのか。まず、男女問わず仕事と子育てを両立し、個性と能力を発揮できるように各種の仕組みを整備していくことは私たちの提案の大前提だ。女性の就業が増えると少子化が加速するとの懸念も聞くが、先進国では25〜34歳女性の労働力率が高い国ほど出生率も高い。両立が可能な仕組みは、産む意欲も高める。

さらに重要なのは、配偶者に関する控除の廃止や縮小によってサラリーマンと専業主婦の世帯の負担が一律に増大するわけではない、という点だ。政府税調の石弘光会長も、基礎控除を拡大して負担増に配慮する考えを表明している。

そもそも現行の所得控除の方式では所得の高い人ほど節税額が大きくなり、比較的所得で子育てをしている世帯への支援としてはいかにも非効率だ。飯島氏が「子どもへの直接的な支援」への切り替えを要望されるのは極めて妥当で、もろ手を挙げて賛成だ。

2002年7月13日 朝日新聞

【東京11月15日】DV防止法が施行されて1カ月がたった。この1カ月間に、全国の警察で、DV防止法に基づいて、保護命令を出した件数は、1万1千件に達した。これは、前年同様の期間と比較して、約1.5倍に増加した。また、保護命令を出された女性の中には、DV被害に悩んでいるという声も聞かれた。DV防止法の施行は、女性にとって大きな一歩であるが、その効果を最大限に引き出すためには、社会全体がDV被害者を支える必要がある。特に、被害者の心理的ケアや、加害者の更生プログラムなど、長期的な支援体制の構築が求められる。また、学校や職場でのDV防止教育の普及も、重要な課題である。DV防止法は、女性を守るための重要な武器であるが、その威力を最大限に発揮させるためには、社会全体が協力して取り組む必要がある。

DV防止法 施行1カ月

DV防止法が施行されて1カ月がたった。この1カ月間に、全国の警察で、DV防止法に基づいて、保護命令を出した件数は、1万1千件に達した。これは、前年同様の期間と比較して、約1.5倍に増加した。また、保護命令を出された女性の中には、DV被害に悩んでいるという声も聞かれた。DV防止法の施行は、女性にとって大きな一歩であるが、その効果を最大限に引き出すためには、社会全体がDV被害者を支える必要がある。特に、被害者の心理的ケアや、加害者の更生プログラムなど、長期的な支援体制の構築が求められる。また、学校や職場でのDV防止教育の普及も、重要な課題である。DV防止法は、女性を守るための重要な武器であるが、その威力を最大限に発揮させるためには、社会全体が協力して取り組む必要がある。

保護命令 威力を発揮

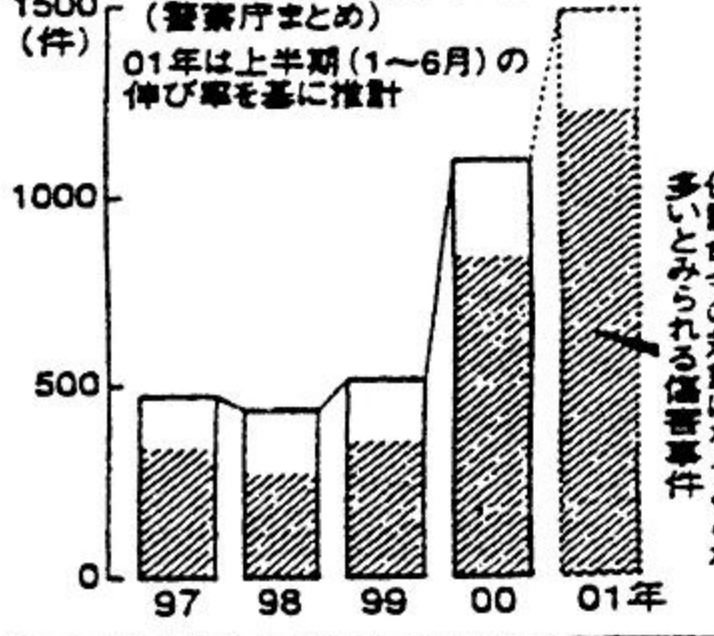
DV防止法が施行されて1カ月がたった。この1カ月間に、全国の警察で、DV防止法に基づいて、保護命令を出した件数は、1万1千件に達した。これは、前年同様の期間と比較して、約1.5倍に増加した。また、保護命令を出された女性の中には、DV被害に悩んでいるという声も聞かれた。DV防止法の施行は、女性にとって大きな一歩であるが、その効果を最大限に引き出すためには、社会全体がDV被害者を支える必要がある。特に、被害者の心理的ケアや、加害者の更生プログラムなど、長期的な支援体制の構築が求められる。また、学校や職場でのDV防止教育の普及も、重要な課題である。DV防止法は、女性を守るための重要な武器であるが、その威力を最大限に発揮させるためには、社会全体が協力して取り組む必要がある。

DV防止法

DV防止法が施行されて1カ月がたった。この1カ月間に、全国の警察で、DV防止法に基づいて、保護命令を出した件数は、1万1千件に達した。これは、前年同様の期間と比較して、約1.5倍に増加した。また、保護命令を出された女性の中には、DV被害に悩んでいるという声も聞かれた。DV防止法の施行は、女性にとって大きな一歩であるが、その効果を最大限に引き出すためには、社会全体がDV被害者を支える必要がある。特に、被害者の心理的ケアや、加害者の更生プログラムなど、長期的な支援体制の構築が求められる。また、学校や職場でのDV防止教育の普及も、重要な課題である。DV防止法は、女性を守るための重要な武器であるが、その威力を最大限に発揮させるためには、社会全体が協力して取り組む必要がある。

精神的金縛りから解放

夫から妻への殺人、傷害、暴行事件の推移



20人に1人悲鳴 被害は深刻化

DV防止法が施行されて1カ月がたった。この1カ月間に、全国の警察で、DV防止法に基づいて、保護命令を出した件数は、1万1千件に達した。これは、前年同様の期間と比較して、約1.5倍に増加した。また、保護命令を出された女性の中には、DV被害に悩んでいるという声も聞かれた。DV防止法の施行は、女性にとって大きな一歩であるが、その効果を最大限に引き出すためには、社会全体がDV被害者を支える必要がある。特に、被害者の心理的ケアや、加害者の更生プログラムなど、長期的な支援体制の構築が求められる。また、学校や職場でのDV防止教育の普及も、重要な課題である。DV防止法は、女性を守るための重要な武器であるが、その威力を最大限に発揮させるためには、社会全体が協力して取り組む必要がある。

DV防止法が施行されて1カ月がたった。この1カ月間に、全国の警察で、DV防止法に基づいて、保護命令を出した件数は、1万1千件に達した。これは、前年同様の期間と比較して、約1.5倍に増加した。また、保護命令を出された女性の中には、DV被害に悩んでいるという声も聞かれた。DV防止法の施行は、女性にとって大きな一歩であるが、その効果を最大限に引き出すためには、社会全体がDV被害者を支える必要がある。特に、被害者の心理的ケアや、加害者の更生プログラムなど、長期的な支援体制の構築が求められる。また、学校や職場でのDV防止教育の普及も、重要な課題である。DV防止法は、女性を守るための重要な武器であるが、その威力を最大限に発揮させるためには、社会全体が協力して取り組む必要がある。

近接禁止 当夜食事 夫を誘い

DV防止法が施行されて1カ月がたった。この1カ月間に、全国の警察で、DV防止法に基づいて、保護命令を出した件数は、1万1千件に達した。これは、前年同様の期間と比較して、約1.5倍に増加した。また、保護命令を出された女性の中には、DV被害に悩んでいるという声も聞かれた。DV防止法の施行は、女性にとって大きな一歩であるが、その効果を最大限に引き出すためには、社会全体がDV被害者を支える必要がある。特に、被害者の心理的ケアや、加害者の更生プログラムなど、長期的な支援体制の構築が求められる。また、学校や職場でのDV防止教育の普及も、重要な課題である。DV防止法は、女性を守るための重要な武器であるが、その威力を最大限に発揮させるためには、社会全体が協力して取り組む必要がある。

DV防止法が施行されて1カ月がたった。この1カ月間に、全国の警察で、DV防止法に基づいて、保護命令を出した件数は、1万1千件に達した。これは、前年同様の期間と比較して、約1.5倍に増加した。また、保護命令を出された女性の中には、DV被害に悩んでいるという声も聞かれた。DV防止法の施行は、女性にとって大きな一歩であるが、その効果を最大限に引き出すためには、社会全体がDV被害者を支える必要がある。特に、被害者の心理的ケアや、加害者の更生プログラムなど、長期的な支援体制の構築が求められる。また、学校や職場でのDV防止教育の普及も、重要な課題である。DV防止法は、女性を守るための重要な武器であるが、その威力を最大限に発揮させるためには、社会全体が協力して取り組む必要がある。

DV防止法が施行されて1カ月がたった。この1カ月間に、全国の警察で、DV防止法に基づいて、保護命令を出した件数は、1万1千件に達した。これは、前年同様の期間と比較して、約1.5倍に増加した。また、保護命令を出された女性の中には、DV被害に悩んでいるという声も聞かれた。DV防止法の施行は、女性にとって大きな一歩であるが、その効果を最大限に引き出すためには、社会全体がDV被害者を支える必要がある。特に、被害者の心理的ケアや、加害者の更生プログラムなど、長期的な支援体制の構築が求められる。また、学校や職場でのDV防止教育の普及も、重要な課題である。DV防止法は、女性を守るための重要な武器であるが、その威力を最大限に発揮させるためには、社会全体が協力して取り組む必要がある。

DV防止法が施行されて1カ月がたった。この1カ月間に、全国の警察で、DV防止法に基づいて、保護命令を出した件数は、1万1千件に達した。これは、前年同様の期間と比較して、約1.5倍に増加した。また、保護命令を出された女性の中には、DV被害に悩んでいるという声も聞かれた。DV防止法の施行は、女性にとって大きな一歩であるが、その効果を最大限に引き出すためには、社会全体がDV被害者を支える必要がある。特に、被害者の心理的ケアや、加害者の更生プログラムなど、長期的な支援体制の構築が求められる。また、学校や職場でのDV防止教育の普及も、重要な課題である。DV防止法は、女性を守るための重要な武器であるが、その威力を最大限に発揮させるためには、社会全体が協力して取り組む必要がある。

女性の「お茶くみ」問題に対する三重高校3年生男女10人の感想・意見(要旨)

女	家で弟が皿洗いをさせられることはない。いつも不公平に思う。女性がお茶を出すことに反対はしない。しかし、洗い物やゴミ出しくらいは性別に関係なく、当番制でやってほしい。
男	女性差別とは思わない。適材適所、いろんな役割がある。やっぱり若い女性に入れてもらった方がおいしい。安易に差別、差別というのは危険なように思う。お茶くらい自分で入れる!
男	一つ提案がある。かっこいい男性が女性に、かわいい女性が男性にお茶をくむのだ。男女平等で職場のフンイキだって明るくなる。企業戦士たるおじさんたちは疲れているのだ。
女	昔からの習慣なのに、男性がそれを勘違いして、えらそうにすぎたのではないかな。同じ事を同じ人に、当たり前のように要求して、それにまわりが無関心なのが一番いけない。
男	むさ苦しい男が運んできて、あまり気分はよくない。女性の方が「華」がある。ただ、それが強制であってはならない。お茶くみは雑用でもないし、けっこう重要な仕事だと思う。
女	「お茶くみは女性」というのは私の頭の中にもあります。「家事は女性」という考えがインプットされていて、それが会社での「お茶くみ」にもつながっていくのだと思います。
男	家では親は2人とも交互に家事をしています。こういうことが会社でも学校でも広がっていけば、もっといい日本が出来る。そうなったら、少子化の問題も解決出来ると思います。
女	廃止はとていいことだと思う。もっと拡大していったらいい。けれど、いくら廃止を打ち出しても、職場の一人一人が考えを変えないと変わらない。職場全体の姿勢が肝心だ。
女	中学の運動会で、接待係になった。先生になぜ女子だけなのか聞いてみた。先生は女の子の方が見た目がいいとか言っていたような気がする。今考えると、完全に差別だと思う。
男	女性差別としか思えない。差別がなくなるのはまだまだ、先になるだろう。問題に取り組もうとしない会社も多数あるし、問題を知っていながら、実行しない会社もあると思う。



東京の大学の客員教授として8月末まで日本で研究生活を送った。滞在中に驚いたのは、高齢の家族の介護を理由に大阪府高槻市長や鹿児島県副知事のような要職の男性が職を退く報道が相次ぎ、「美談」として扱われたことだった。

このニーズは仕事と家庭の両立が日本ではまだ至難の業に近いことを改めて認識された。この仕組みは、女性が家庭にとどまると介護を引き受けることを前提にしているといえる。介護保険ができたとはいえ、自民党の亀井静香代議士のよきな著名人らが、なお「家族介護は日本の美徳」と強調しているところから、それはみてとれる。しかし、女性の介護は本当に日本の伝統なのだろうか。

「男の親孝行」こそ伝統

そもそもアジアでは、親孝行は男性の美德だった。孔子は親を尊ぶことを教え、これを男性に説いた。

「父母に孝行をする者は吉を起しとぬ」など、親孝行についての孔子の教えはすべて男性のなすべきこととされていた。親に十分食くやせ、酒食はまず親にすすめること。親に従い、敬い、心配かけず、親の年齢を考へ存命中は遠方に旅せぬこと。死去したらこれに従つて葬式、埋葬、供養、三年忌を行つたことなどだ。

近代になり、日本政府は親孝行が困難な仕組みを導入しつつ親孝行を説いた。徴兵制で男性は親元から切り離された。若者は教育を受けに東京へ行き、故郷に戻つてこない。工業化は働き場所と故郷を切り離してしまつた。しかし、丹羽文雄や井上靖らが描くように、親孝行は常に男たちの関心事だった。高齢者介護を女性だけの責任とする。とは、日本の伝統ではない。近代以降の経済構造の産物だからのである。

「男の親孝行」を可能にするには職業を捨てねば介護できない仕組みを美談とするのはやめ、女性も含む個々人が職業と介護を両立できる公共サービスを整えることだ。これこそが真の伝統維持につながる。

記者の目



記者 全国の男女同職 議会が実現するか、と注目を集めた大阪府島本町議選（定数18）は、4月15日の投票日で女性8人が当選した。同数にはならなかったものの、議席に占める比率は44%と、地方議会の中で全国1位になった。女性が増えさえすればいいとは言わない。「マスコミは女性議員の数ばかり話題にする」という批判もある。しかし、この選挙取材を通して私は、政治に限らず社会を変えするには、女性の力は不可欠だと感じた。

町議選が告示された4月10日、市民グループから立候補した2人の無所属新人の選挙事務所を訪れた。同じグループから出馬した女性の町長候補と共同の小さなビルの一室だった。お金をかけない選挙を心がけた結果、そうだったという。選挙力も午前と午後に分けて3人が交代で使った。「排ガストで環境に良くないでしょ」と候補者たち。事務所には、選挙定番の「必勝祈願」の張り紙は

■■■■■ 女性の政治進出

「女性が好きなお話を自由に言えていい」「生活者Ⅱ女性とは一概には言えない」など男性側からは、やっかみに似た発言をよく耳にする。「たとえば男女の別を言うのは、逆に意識が醒れているからだ」という意見もある。しかし、私を含め、介護や子育てを妻に任せがちな働きバチからは、こうした公約はすんなりとは出てこない。

京都府境にある島本町はベッドタウンとして高度経済成長期に人口が急増した。主婦らの市民グループ活動も活発で、1983年12月、全国でも極めて早い時期に情報公開条例が制定

島本町選出に出馬した9人の女性は30〜50歳代が中心。家庭の主婦だったり、市民活動をしたりと、ふだんの顔はいろいろだが、主張には生活感がにじみでている。「介護者を独りぼっちにさせないように、心の相談室を開設しよう」「教育委員は地元の名士でなく、子育てのさなかにいる人たちを」

「女性が好きなお話を自由

社会を変えるには不可欠

クオータ制道

いって、壁
が増える
のと思
ローバ
子・高
ミ、介
の地域
により
このな
女性性
ない。
路町議
女性議
人に増
れまで
だった
的に登

か増える
のと思
ローバ
子・高
ミ、介
の地域
により
このな
女性性
ない。
路町議
女性議
人に増
れまで
だった
的に登

守人も一法

とは権限も役回りも違う。しかし、これまでもっぱら男の職域だった政治の場に女性が進出することで、国民の暮らしを良くするという政治の目的がより鮮明になると期待できる。壺本町の女性議員たちはこれからが正念場だ。地域を変え、やっぱり違うという存在感を示してほしい。

全国的に女性議員の大躍進が出た前となった時「壺本町が先駆けだった」と言われるよう、実績を積み重ね、男性も視点を変えるべきだと感じた。

熱っぽく抱負を述べる女性議員たち—大阪府壺本町議選で4月15日夜、佐藤賢二郎写真

2001年5月2日 毎日新聞

私の視点

弁護士 中島 通子



司法制度改革審議会の答申が6月にまとめられるという。昨年の中間報告では、国民が求める裁判官の資質と能力として「広い視野と人権感覚」があげられた。しかし、女性をめぐる最近の訴訟の判決や判事の少女買春報道などに接すると、人権、特に女性の権利の国際基準に関する裁判官の知識と人権感覚の欠如を痛感せざるを得ない。

3月29日、仙台高裁は、

が無警戒すぎることで、外から見ても下着のレースの一部に破損があったものの必死の抵抗があらばもつと破れていたはず、といったことがあげられている。男性を警戒しなかったことや、必死に抵抗しなかった点に過失があるというのだ。

◆裁判官養成ジェンダー教育の導入を

たの賃金差別の訴えを棄却する判決を言い渡した。同じ高卒の男女間に昇進や賃金で著しい格差があることを認めながら、採用時から男性は全員の幹部候補生、女性には全員の定業務の一般職と分けていたのだから違法ではないという。

同じ訴訟で原告側は、慰引休暇で既婚女性には夫の父母より実父母の死亡時の休暇を少なく扱った会社の運用についても差別と主張した。しかしこれも「男女差別の問題というより旧来の家族制度の名残」という理由で否定された。

慣習による性差別の撤廃の人権についての裁判官の

投稿規定 1300字程度。住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記し、〒104-8001 朝日新聞社企画報道室「私の視点」係へ。電子メールはstien@ed.asahi.com 二重投稿、採否の問い合わせはご遠慮下さい。本社電子メディアにも収録します。原稿は返却しません。

大学の男性教授が地位を利用し、部下の女性職員の意に反する性的関係を強要した事実を認めながら、抵抗が不十分として、一審判決が認めた損害賠償額を大幅に減額する判決を言い渡した。

理由の中には、夜呼び出されて出向いた女性の行動裁は住友化学で働く女性に逸脱している。この判決の前日、大阪地裁は住友化学で働く女性

さらに、男女別採用は今までは受け入れられないが、原告らが採用された66年前後は、男は仕事・女は家庭という役割分担意識が強く、女性は非効率な働き手だったから会社側の措置は公序良俗違反とは言えないとし、その後の格差是正義務も否定した。

も求めた女性差別撤廃条約を日本は批准しているが、ここでは一顧だにされていない。日本の裁判官教育には、ジェンダー(社会的・文化的な性差)を克服するための教育課程がない。無意識に刷り込まれた偏った女性観を修正する機会が設けられ

知識不足を暗に指摘した。さらに、日本には裁判官への人権研修の条項が存在しないことに懸念を示し、裁判官の研修受講を強く勧告している。こうした現状を認識し、司法制度改革の答申には、裁判官をはじめとする法曹関係者への人権教育、特に女性の権利のためのジェンダー教育の導入を盛り込むよう、強く求めたい。

朝日新聞

○平成5年に四日市市女性課が行った

「市役所で働く男女の意識調査」による

男性職員の声・女性職員の声 ――― 現在と変化しているでしょうか

女性から、女性が不利だと感じること

- ◇小さい子がいるからということで、残業のない仕事しかもたされなかった。
- ◇時間外勤務ができる職員が有能である、との意識があるので、家事・育児でそれが出来ない女性は不利。
- ◇女性がはたらくための条件整備ができていないので、家族に何かあるとすぐ女性に負担がかかる。
- ◇男のする仕事、女のする仕事が暗黙の内に決まっている気がする。
- ◇補助的な庶務的業務が多く、仕事場の具体的な内容から外されている。
- ◇地区において重要な会議や、市におい重要な会議にほとんど参画していない。
- ◇お茶くみの負担が大きい。
- ◇人数が1人のため意見が通らないことがある。
- ◇女性の特権をわりと利用しているので問題なし。

- ◇いつも笑顔であってほしい。
- ◇何も出来ないくせに主張するのは本末転倒である。
- ◇気が強いのも良いが、女性であることを意識し、朝くらいは職員全員にお茶くらいくばってもバチはあたらないと思う。
- ◇女性の役付き職員を増やしたければ、出産休暇など女性特有の条件を男女同じにすべきである。1年も休んでいて言うだけ言うのは勝手である。
- ◇遠慮せずに積極的に職務に参加すること。
- ◇仕事に対する責任感を持つべきである。
- ◇男女ともそれぞれの良い特質を生かして働けばよい。
- ◇家事・育児を優先する考えを改めなければ、女性は男性と同等に仕事をしていくことは難しい。
- ◇市役所の職員同士の結婚は女性を退職させるべき。
- ◇当職場に女性は不必要。
- ◇男女差別は当然である。

「声を綴った……21世紀にむけての四日市市女性施策プラン」

男性から、職場の女性への意見・期待

あとがき

ちょうど一年半、毎月1回集まり
県下の具体的な資料などを持ち
寄って、侃侃諤諤の議論を重ね
てきました。

それをまとめたのが、このテキスト
です。それぞれの項目のアプロ
ーチも表現もちがうものになりました。
完全なものではありません
が、はじめの思いどおり読んでい
てクスッと笑いが出る楽しい読み
ものになったと自負しています。
そして何よりも、私たちにとってこ
のテキストづくりのプロセスがとて
も勉強になりました。

また、武村泰男先生と武村洋
子先生に監修をしていただいたこ
とを、とても幸せに感じています。
どうぞみなさんの興味と探究で、
このテキストをどうにでも仕上げて
ください。

こどもの詩ふたつ

ぼくが おとなになったら

やまかわ てつや

おかあさん おとなになったら

おいびいるくれという

しんぶんとつてという

てれびをつけるという
こどもには なにもいいません

ただいま

よしはら きよみ

おかあさんがしごとについているから
学校からかえって「ただいま」といっても

だれもこたえてくれない

でもわたしのところの中に

おかあさんがいるから

へんじをしてくれる

鹿島和夫編

「一年一組せんせいあのね」理論社

考える練習用 ジェンダーってなんだ

■監修

前三重大学長／三重県男女共同参画審議会会長

武村泰男

元松阪大学教授／元三重県男女共同参画推進懇話会会長

武村洋子

■編集・執筆

ジェンダー研究グループ「アイリス嵐山」

小橋和子 — 竹内 令 — 加藤俊子

市川悦子 — 中村いと — 寺井和子

永井春子 — 中谷恵子

三重大大学客員教授

坂倉加代子

■イラスト／工藤直美

■パソコン入力／笠井千春

2002 年8月24日発行

連絡先

坂倉加代子 〒512-0922

四日市市曾井町622

TEL0593(26)4404

FAX0593(26)4474